

# 看 護 課

## 1. 看護職員確保対策について

(1) 看護職員確保に向けた施策の方向性・看護職員就業者数の推移について  
看護職員確保については、従前から、「新規養成」「復職支援」「定着促進」を三本柱にした取組を進めており、看護職員就業者数は、増加を続けている。

### 【PI看3】

その上で、看護職員確保に係る課題に対応するため、第8次医療計画においては、次の3つの方向性に沿って対策を進めていくこととなっているので、各都道府県においては、適切なお対応をお願いしたい。

1点目として、看護職員の需給の状況は、地域ごとに差異があることから、地域の関係者の連携の下、都道府県・二次医療圏ごとの課題を把握し、課題に応じた看護職員確保対策の実施を推進していただきたい。

2点目として、訪問看護は需要の増大が大きく、人材確保が困難であることから、都道府県において、地域医療介護総合確保基金の活用などにより、訪問看護に従事する看護職員の確保を推進していただきたい。

3点目として、新興感染症等の感染症拡大への迅速・的確な対応等のため、都道府県ごとの就業者数の目標の設定等を通じて、特定行為研修修了者その他の専門性の高い看護師の養成・確保を推進していただきたい。【PI看4】

(2) 令和7年度補正予算等について

令和7年度補正予算では、中央ナースセンター事業において、効果的な求人提示とマッチング率の向上を図るため、都道府県ナースセンターに対し、求人施設が看護職にとって働きやすい環境になるような支援を専門とする講師を派遣し、マッチング率が低い医療機関等の分析を行い、支援・助言を行うための経費や、ナースセンターの求人票の一般的な記載事項をハローワークの様式と統一するなど求職者の利便性向上に向けた経費を計上している。【PI看5-1】

また、医療現場において人材確保が課題である中、医療機関等では人員充足への切実なニーズを満たすため民間紹介事業者を利用せざるを得ない状況がある。こうした状況の中、公的無料職業紹介事業として、ナースセンターとハローワークの連携をより一層強め、それぞれの強みを活かし、一体的に求人充足支援を進めていく必要がある。ハローワークにおいては、令和8年度から、医療機関等へのアウトリーチ支援による求人充足支援を全ハローワ

ーク（544所）の最重点事項として通年で実施、ナースセンター等の公的無料職業紹介機関との連携強化、関係団体との連携強化に取り組むこととし、本年1月14日に臨時全国職業安定部長等会議を開催し、対応を指示したところ。ナースセンターにおいても、「ナースセンター・ハローワーク連携事業」について見直しを行い、本年1月15日に都道府県担当者及び都道府県ナースセンター向け説明会を開催し、1月20日に改正通知を発出したところ。

改正後の連携事業要領においては、ナースセンターと連携するハローワークの拡大、ハローワークと連携した急募求人への迅速な支援などに取り組むこととしており、各都道府県における具体的実施方法を協議するため、都道府県と都道府県ナースセンターに対して、都道府県労働局及びハローワークとの連絡調整会議の開催を依頼している。

看護職員の確保は大変重要な課題であるため、都道府県においては、これら事業の円滑な実施に向け、ナースセンターの更なる取組強化と体制強化に努めていただきたい。【PI 看 5-2】

### （3）災害支援ナースの仕組みについて

災害支援ナースについては、令和6年4月から、災害支援ナースを医療法上の「災害・感染症医療業務従事者」に位置づけたところであり、都道府県が協定に基づき医療機関に災害支援ナースの派遣を依頼する仕組みとなっているので、引き続き、医療機関との協定締結に取り組んでいただくようお願いする。また、令和7年4月に広域災害・救急医療情報システム（EMIS）が刷新されたことを受け、令和7年12月に活動要領を一部改正し、今後、EMISを活用した運用を行っていくこととしている。EMISの具体的な運用については、令和8年4月の施行に向け、今年度中に改めて周知させていただきたい。【PI 看 6】

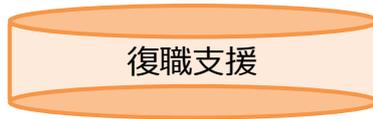
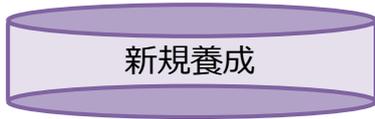
また、看護管理者向けの受援体制整備のマニュアルや各都道府県等の担当者が看護管理者向けの研修の企画・実施に活用できるガイドラインを策定しているため、周知・活用いただきたい。【PI 看 7】

（参考）「4. 危機管理に係る支援について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000079675\\_00011.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000079675_00011.html)

# 看護職員確保に関する施策

看護職員の確保に当たっては、「新規養成」「復職支援」「定着促進」を三本柱にした取組を推進



## ① 新規養成

- ✓ 地域医療介護総合確保基金を活用した、看護師等養成所の整備や運営に対する支援
- ✓ 看護関係資格の取得を目指す社会人経験者に対して、看護職員養成所の学費の一部を給付（専門実践教育訓練給付）

## ② 復職支援

- ✓ 都道府県ナースセンターにおいて、ハローワークと連携した無料職業紹介や情報提供・相談対応の実施
- ✓ 看護職員の多様なキャリア情報や研修情報を充実し、マイナポータルを通じて潜在看護職員に提供 ※令和8年度運用開始予定

## ③ 定着促進

- ✓ 地域医療介護総合確保基金を活用した、病院内保育所の整備・運営や仮眠室・休憩スペース等の新設・拡張など、勤務環境改善に対する支援
- ✓ 都道府県医療勤務環境改善支援センターにおいて、看護職員を含めた医療従事者の勤務環境改善のための体制整備に関するコンサルティングの実施

### 看護職員等の処遇改善

<診療報酬改定>  
 ・令和4年10月～ 看護職員処遇改善評価料  
 ・令和6年6月～ ベースアップ評価料  
 ・令和8年度改定 賃上げ対応分+1.70%の改定率を確保

<予算事業>  
 ・令和5年度補正予算 看護補助者の処遇改善事業  
 ・令和6年度補正予算 生産性向上・職場環境整備等支援事業  
 ・令和7年度補正予算 医療分野における物価上昇・賃上げ等に対する支援(医療・介護等支援パッケージ)

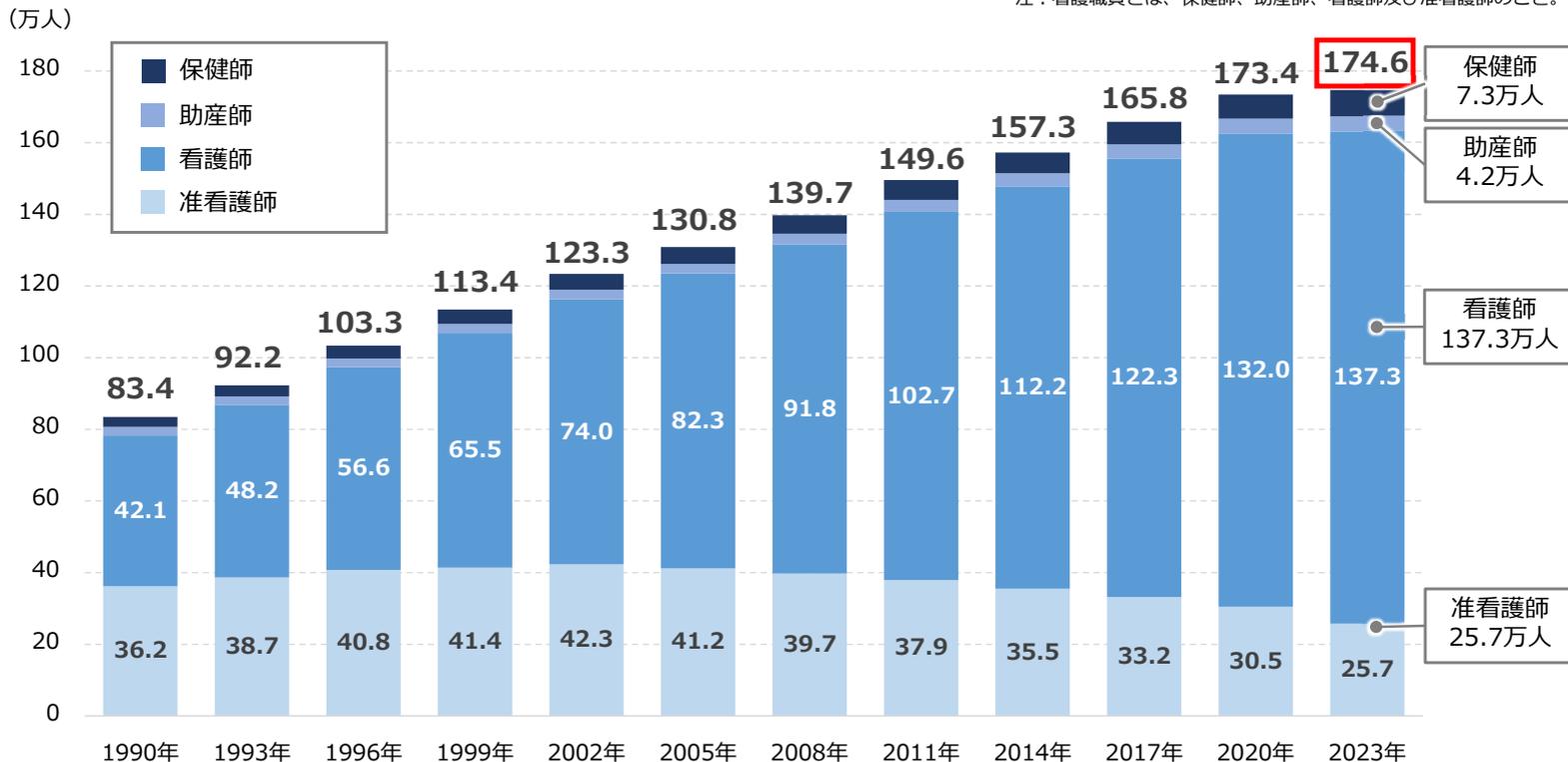
### 地域・領域別の課題への対応

- ・第8次医療計画（令和6年度～）において看護職員の確保を位置付け
- ・都道府県において、二次医療圏ごとに地域医療対策協議会等を活用し、看護職員等の医療従事者の確保における課題の把握、対策の検討

## 看護職員就業者数の推移

看護職員の確保が進められて、看護職員就業者数は増加を続け、2023年（令和5年）には174.6万人となった。

注：看護職員とは、保健師、助産師、看護師及び准看護師のこと。



資料出所：厚生労働省「医療施設（静態）調査」「衛生行政報告例（隔年報）」「病院報告（従事者票）」に基づき厚生労働省医政局看護課において集計・推計

・病院で就業する看護職員数は、2017年以降は「医療施設（静態）調査」、2014年以前は「病院報告（従事者票）」による。

・診療所で就業する看護職員数は「医療施設（静態）調査」による。

・病院・診療所以外で就業する看護職員数は「衛生行政報告例（隔年報）」による。なお、「衛生行政報告例（隔年報）」の調査年ではない年については「衛生行政報告例（隔年報）」の数値に基づく推計値。

【P 看3】

# 看護職員確保対策の推進（第8次医療計画（2024～2029年度）における見直しのポイント）

## 概要

- ・地域の関係者の連携の下、都道府県・二次医療圏ごとの課題を把握し、課題に応じた看護職員確保対策の実施を推進。
- ・都道府県において、地域の実情を踏まえつつ、需要が増大する訪問看護に従事する看護職員の確保方を定める。
- ・感染症拡大への迅速・的確な対応等のため、都道府県ごとの就業者数の目標の設定等を通じて、特定行為研修修了者その他の専門性の高い看護師の養成を推進。

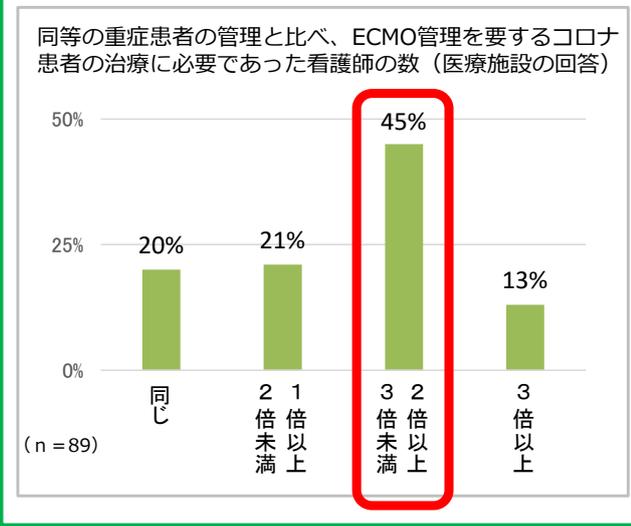
### ◎看護職員の需給の状況は都道府県・二次医療圏ごとに差異がある

看護職員総数が <b>不足</b> すると推計された都道府県 (2025年の看護職員需要数が2020年の供給数を上回る)	看護職員総数が <b>充足</b> されると推計された都道府県 (2020年の供給数より2025年の看護職員需要数が少ない)
<b>16都道府県</b>	<b>31都道府県</b>

不足傾向は都道府県ごとに異なり、都市部（首都圏、近畿圏等）で不足傾向が強い

✓ 二次医療圏単位では、総数が不足傾向の圏域もある。  
✓ 多くの二次医療圏で、訪問看護等について不足傾向。

### ◎新型コロナの重症者の診療に当たっては、専門性の高い看護師が数多く必要になった



### ◎訪問看護は需要の増大が大きく、人材確保が困難

	① 2016年	② 2020年	③ 2025年(推計)	③-② 需要増大(推計)
病院+有床診療所+精神病床+無床診療所	134.8	136.0	136.5	0.6
訪問看護事業所	4.7	6.8	11.3	4.5
介護保険サービス等	15.0	17.3	18.7	1.5
保健所・市町村・学校養成所等	11.5	13.4	13.6	0.3

※ 都道府県ナースセンターにおける領域別の看護職員の求人倍率（2020年度）を比較すると、**訪問看護ステーションの求人倍率が3.26倍で最大**

資料出所：  
 ・「医療従事者の需給に関する検討会 看護職員需給分科会 中間とりまとめ（概要）」（令和元年（2019年）11月15日）  
 ・厚生労働省「医療施設（静態）調査」「衛生行政報告例（隔年報）」「病院報告（従事者数）」に基づく厚生労働省医政局看護課による集計・推計結果  
 ・日本看護協会「2020年度 ナースセンター登録データに基づく看護職の求職・求人・就職に関する分析」  
 ・重症新型コロナウイルス感染症診療における診療報酬上の特例措置についての現状調査（令和3年7月 日本集中治療医学会）〔調査対象時期：令和2年2月～令和3年6月、調査対象：集中治療医学会評議員の所属施設225施設（回答率50%）〕

## 施策名：中央ナースセンター事業

（多様で柔軟な働き方に対応したマッチングの推進経費・NCCS改修による無料職業紹介事業の充実経費部分）

令和7年度補正予算 1.2億円

### ① 施策の目的

- ・ 少子高齢化の進展に伴い、現役世代（担い手）が減少する中で、今後も増大する看護ニーズに対応していくためには、看護職員の確保が必要であり、医療機関等における看護職員の確保は、引き続き、重要な課題となっている。
- ・ 多様で柔軟な働き方に対応したマッチングの推進や、ナースセンター・コンピュータ・システム(NCCS)の改修を行うことで、看護職員の就業支援の充実を図る。

### ② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

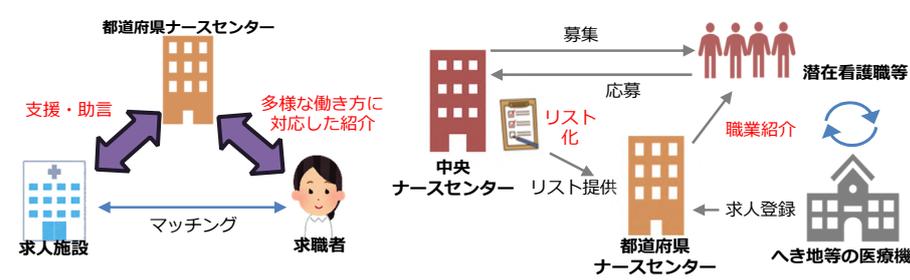
### ③ 施策の概要

- 多様で柔軟な働き方に対応したマッチングの推進**  
 求人施設が求める条件と、求職者が求める条件の乖離解消に向け、都道府県ナースセンターに対し講師を派遣し、マッチング率が低い医療機関等の分析を行い、支援・助言を行うことで、効果的な求人の提示とマッチング率の向上につなげる。  
 中央ナースセンターが、潜在看護職等も含めた全国の看護職員に対し、へき地をはじめとした地域での勤務の魅力のPR等の情報発信を行い、問い合わせがあった者などをリスト化して都道府県ナースセンターに橋渡しを行い、都道府県ナースセンターの無料職業紹介事業に活用する。
- NCCS改修による無料職業紹介事業の充実**  
 ナースセンター・コンピュータ・システム(NCCS)の改修を行い都道府県ナースセンターの求人票等における一般的な記載事項をハローワークのものと統一等を行うことで、情報共有における業務効率化や求職者の利便性向上を進め、無料職業紹介事業の更なる充実を図る。

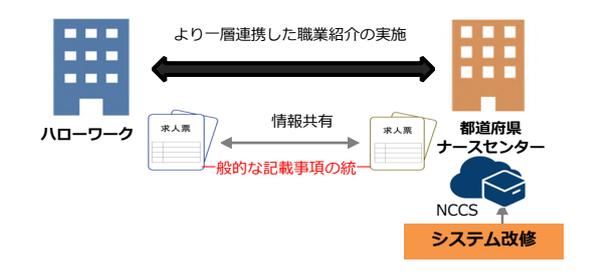
### ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体：日本看護協会（中央ナースセンター） 補助率：定額（10/10相当）

#### 1. 多様で柔軟な働き方に対応したマッチングの推進



#### 2. NCCS改修による無料職業紹介事業の充実



### ⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

効果的な求人の提示によるマッチング率の向上、へき地等における潜在看護職員の活用、都道府県ナースセンターとハローワークの連携強化及び求職者の利便性向上を図ることにより、医療機関等における看護職員の確保につながる。

# ハローワークによる医療・介護・保育分野の求人充足対策の取組強化

## 令和7年度の取組

**課題** 求人者（病院・施設）への働きかけの弱さ、ニーズの把握、ニーズに即した対応の弱さ

**対応** 医療・介護・保育分野について、それぞれ**集中取組期間を設定し、人材確保対策コーナー（人確コーナー）設置ハローワーク**（119所→令和7年度補正予算により124か所に増設）を**中心に、ハローワーク幹部が地域の重点病院・施設を訪問（アウトリーチ）**し、求人を開拓するとともに、求人充足まで継続して支援する取組をスタート。

※事業所訪問により賃金引き上げ含め**求人条件の見直し**や**求人票の書き方のアドバイス**、事業所希望に応じた**ツアー型面接会**や**就職面接会の開催**、**求職者への求人情報提供・応募勧奨**等を実施。

（事業所見学会の様子）



※事業所訪問時には、雇用仲介事業者利用の留意点も案内。

**結果** ○ 医療分野（6月～8月） 1,329回訪問、14,757求人を開拓、10月末時点の充足数1,418人

（取組事例）看護助手の求人を開拓。求人公開から直ちにハローワークをあげて求職者への情報提供・応募勧奨を行い、10日で1名採用。（静岡県内・総合病院）

○ 介護分野（9月～11月） 2,083回訪問、24,748求人を開拓、11月末時点の充足数1,659人

（取組事例）所長が事業所を訪問し、求める介護職の人物像を聴取。求人情報の提供により訪問から5日後に1名紹介・採用。（鳥取県・グループホーム）

○ 保育分野（12月～2月） 現在、取組を実施中

一定の成果が得られたため、  
ノウハウを横展開し  
抜本的強化

## 「令和8年度 医療・福祉ささえる求人充足プロジェクト」

### 1. アウトリーチによる求人充足支援の強化

- ▶ **医療機関・介護施設・保育所へのアウトリーチ支援による求人充足支援を、全ハローワーク（544所）の最重点事項として通年で実施。**
- ▶ **特定分野を対象とした取組を全ハローワークの最重点事項とするのは初の試み。**
- ▶ **急募求人（配置基準を満たすため迅速な充足が必要な求人など）は、求職者への優先的な求人情報の提供など、早期の求人充足に向けて迅速に対応。**
- ▶ **賃金引き上げ含め求人条件の見直しや求人票の書き方のアドバイスを重点的に実施。**

※ アウトリーチ支援強化とあわせ、好事例の横展開、職員の育成の取組を継続して実施。

### 2. 公的な無料職業紹介機関との連携強化

- ▶ ナースセンター等によるハローワークへの巡回相談の対象所や回数拡充、急募求人の情報を共有し双方で迅速な充足支援の実施 など

### 3. 関係団体との連携強化

- ▶ 労働局幹部が地域の関係団体を訪問、①上記取組の周知依頼、②充足支援が必要な事業所情報の収集、③雇用仲介事業者利用の留意点の説明や法令違反が疑われる事例の把握等を行う。（結果を踏まえ、ハローワークによる求人充足支援や労働局による相談対応・指導監督等を実施。）
- ▶ 本省も中央の関係団体を訪問、労働局・ハローワークの取組への協力を依頼し、インターネットサービスの改善意見を聴取し今後の改善に反映。

## 「ナースセンター・ハローワーク連携事業の具体的な実施方法」の一部改正について（令和8年1月）

### 改正の背景

病院、施設等では、ハローワーク、ナースセンター、民間職業紹介事業者など、人材を確保するために様々なルートを活用しているが、人員充足への切実なニーズ（診療報酬上の配置基準等を満たす必要）から、民間紹介事業者が利用されている面があり、手数料負担が重く認識されている。

こうした状況の中、公的無料職業紹介事業として、ハローワークとナースセンターの連携をより一層強め、ハローワークが持つ知名度・マンパワー・ノウハウ、ナースセンターが持つ専門性・看護に特化した求職支援というそれぞれの強みを活かし、一体的に求人充足支援を進めていくため、連携要領の必要な見直しを行う。

### 主な改正事項

#### ● 急募求人への迅速な支援

- ・ハローワークにおいて**医療機関等へのアウトリーチによる求人開拓を実施**（令和8年度はこの取組を大幅に拡充）
- ・ハローワークによる求人開拓において把握した**急募の求人について、看護職の支援を専門とするナースセンターが極力優先してプッシュ型で充足支援を実施**

#### ● ナースセンターと連携するハローワークの拡大等

- ・人材確保対策コーナーを設置するハローワーク以外のハローワークでも可能な限り連携
- ・ナースセンターからハローワークへの巡回相談について地域の需要に応じて積極的に実施
- ・就職面接会及びセミナー・施設見学会・職場体験会の開催について相互協力のもと積極的に開催
- ・ナースセンター及びハローワークにおける支援状況の共有の強化
- ・連携して支援した求職者・求人の就職件数・充足件数については、ナースセンター・ハローワーク双方の実績として計上

#### ● ナースセンター及びハローワーク職員の専門性向上のため相互の職員への研修実施

- ・ナースセンター職員によるハローワーク職員等に対する看護師等の業務や業界の動向に関する研修や、ハローワーク職員によるナースセンター職員に対する求職者への職業相談手法や求職者の多様な働き方に関する研修等について積極的に実施

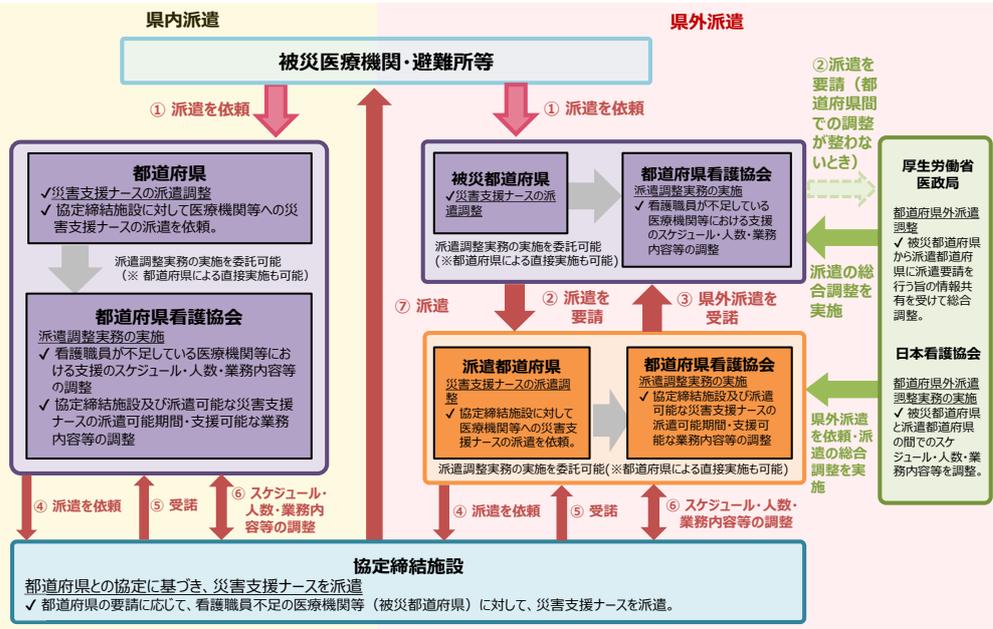
#### ● 離職看護師等届出制度を通じた積極的な利用勧奨

- ・潜在看護師等の復職支援を効果的に実施するため、ハローワークにおいて離職看護師等届出制度の周知等を行うとともに、ナースセンターにおいて離職看護師等届出制度により把握している離職中の看護師等に対し各ハローワークで実施している各種セミナーの情報の周知等を行う

# 災害支援ナース

- 災害支援ナースは、災害発生時や新興感染症発生・まん延時に、被災地の医療機関や避難所等で看護業務を行う看護職員である。厚生労働省が認めた研修を修了し、国に登録された者である。
- 改正医療法により、令和6年度から「災害・感染症医療業務従事者」に位置づけられ、都道府県と医療機関の協定対象となった。厚生労働省が研修及び広域派遣調整を実施（日本看護協会に委託）。
- 新制度に基づく研修修了者は令和6年度までに約8千人であり、令和7年度は約3千人への研修を予定。

## 【災害時の派遣の流れ】



## 【研修受講から登録の流れ】



# 災害支援ナース活動要領の改正 (令和7年改正版)

## 改正の経緯

- 災害支援ナースについては、令和4年の改正医療法により、医療法に基づく「災害・感染症医療業務従事者」に位置づけられ、厚生労働省が研修や広域派遣の場合の派遣調整を行う仕組みとなった（日本看護協会に委託）。医療法に基づいた「災害支援ナースの活動要領」を令和6年3月に通知したところ。
- 令和7年4月より、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）（※）が刷新され、災害支援ナースにおいても活用可能とされたことを受け、活動要領について必要な改正を行うもの。  
（※）被災地域での迅速かつ適切な医療・救護が可能となるよう、厚生労働省や都道府県、医療機関、DMAT等の医療チームとの間で情報共有を行うためのシステム。

## 主な改正事項

- 災害支援ナースのリストについて、EMISにおいて整備・管理することを規定。
- 平時における対応として、
  - ・ 都道府県は、協定書を締結した施設のリストを整備し、厚生労働省に登録すること
  - ・ 災害支援ナースの所属施設は、自施設のEMIS登録・変更に必要な情報等を都道府県へ報告すること
  - ・ 災害支援ナースは、登録内容に変更が生じた時点で、EMIS上の情報を更新することなどを規定。

## 施行時期

- 活動要領は令和7年12月23日改正し、令和8年4月1日施行とする。
- EMISの具体的な運用は令和7年度中に厚生労働省より各都道府県に通知予定。

# 危機管理における看護マネジメント研修の能力向上について

## ○応援派遣看護職受け入れ・応援派遣マニュアルについて

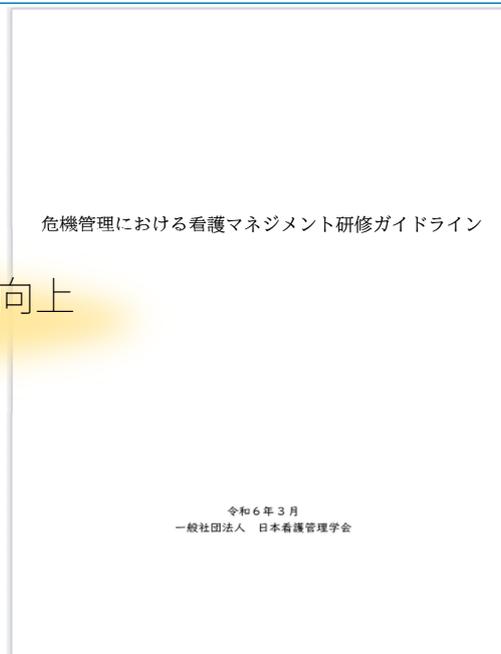
新型コロナウイルス等の感染症等発生時において、他施設からの看護職員の派遣にあたって、受入側である看護管理者のために受援体制整備について、また、応援側である派遣看護職員のために応援に際しての心構えや準備について記載したマニュアルについて紹介しています。

## ○危機管理における看護マネジメント研修ガイドラインについて

新興感染症や災害に対応するために必要な看護マネジメント能力の向上を目的に、各都道府県等の担当者が看護管理者向けの研修を企画・実施する際にご活用していただくことを想定し、「危機管理における看護マネジメント研修ガイドライン」を作成しました。



看護マネジメント能力の向上  
を目的としています。



## 2. 看護職員養成について

- (1) 地域における医療従事者の養成体制の確保について、少子化に伴う18歳人口の減少から看護師等養成所の入学者数の減少が顕著であり、学生から選ばれる職業や、養成課程であることが重要である。
- (2) そのため、令和8年度予算において、看護師等養成所における学生の多様なニーズに合った学習環境を整備する必要があること、また、教員の業務負担の軽減や養成所の安定的な経営の観点から、複数養成所における遠隔授業を活用した合同授業や一部施設のサテライト化等を推進するため、ICT機器の導入、養成所間での講義内容の調整等の養成体制の再構築に必要な経費に対する支援を予定している。
- (3) また、大学既卒者・社会人経験者の学生確保の取り組みとして、看護学以外の専攻で大学を卒業した方や、社会人として一定の就労経験を経た方に、看護師資格取得を目指して頂くことを目的として、周知動画及びポスターをホームページに掲載しているのでご活用いただきたい。

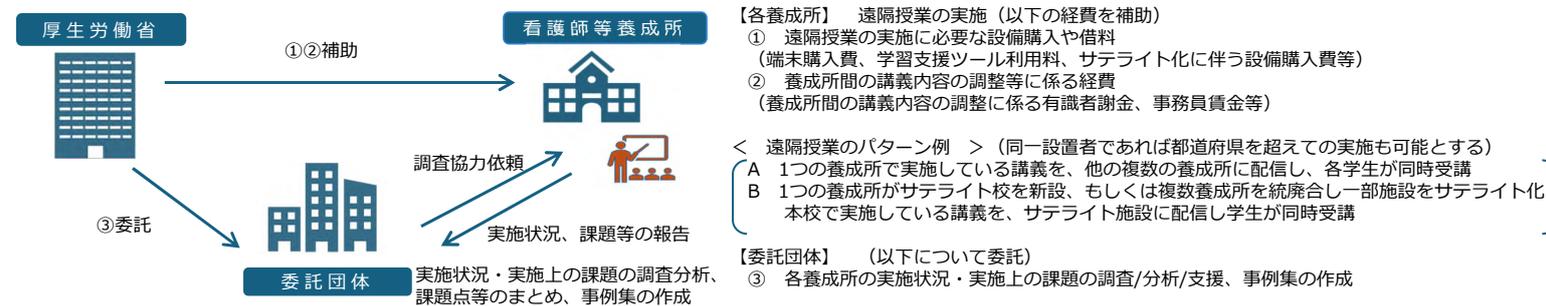
令和8年度当初予算案 87百万円（－） ※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- ・少子化に伴う18歳人口の減少により、看護師等養成所（以下「養成所」という。）への入学人数の減少、定員充足率の低下が顕著であり、学生不足が課題となっている。今後の持続的な看護人材の確保のためには、多様な学生のニーズに合った魅力的な学習環境の整備による総合的な学生確保策の推進が必要である。
- ・一方、養成所の安定的な経営や教育の質の維持向上のためには、既存の施設設備及び教員の有効活用を図ることと同時に、各教員の業務負担の軽減を図ることも必要である。
- ・現場からは、遠隔授業の実施や、受講する場としてのサテライト施設の新設を検討している声もあり（令和6年度実施の都道府県を対象としたアンケートでは遠隔授業の実施については7割、サテライト施設設置については3割のニーズがあると回答）、令和6年度実施の一般社会人を対象としたニーズ調査でも、遠隔授業での受講を希望する声も多数聞かれているところ。
- ・本事業は、遠隔授業の推進を図るための養成所の取り組みに対して支援を行い、多様な背景を持つ学生のニーズにあった魅力的な学習環境の整備、既存施設設備及び教員の有効活用、各教員の授業準備にかかる業務負担の軽減等に資することを目的として実施する。

## 2 事業の概要・スキーム

- ・看護師等養成所（以下「養成所」という。）においては、各養成所の特性に応じ、遠隔授業を実施。
- ・そのために必要な①設備整備費、②養成所間の講義内容の調整等に係る経費を補助。
- ・③各養成所の実施状況や課題について調査・分析し、複数養成所で同一講義を遠隔で提供する場合の課題や実施内容についてとりまとめる。【委託】



## 3 実施主体等

- ◆実施主体：①②看護師等養成所、③シンクタンク等（委託） ◆補助率：定額（10/10相当）

## 看護師等養成に対する支援策

## 学生確保に向けた取組の例

## ○看護の魅力発信

・5月12日の「看護の日」とこの日を含む1週間に「看護の日・看護の週間事業」として日本看護協会と共同し、普及啓発のための事業を推進。

・看護教育に関するポータルサイトで看護職の業務内容や看護職になるための方法等を紹介。

[https://www.mhlw.go.jp/kango\\_kyouiku/](https://www.mhlw.go.jp/kango_kyouiku/)

## ○大学既卒者・社会人経験者の学生確保

看護師養成のさらなる促進に向けて、看護学以外の専攻で大学を卒業した方や、社会人として一定の就労経験を経た方に、看護師資格取得を目指して頂くことを目的として、周知動画及びポスターをご活用いただけるようにホームページに掲載。



[https://www.mhlw.go.jp/kango\\_kyouiku/](https://www.mhlw.go.jp/kango_kyouiku/)

## 体制整備・運営支援の取組の例

## ○地域医療介護総合確保基金による財政支援

## ・看護師等養成所の施設・設備整備

看護師等養成所の新築・増改築に係る施設整備や、開設に伴う初年度設備整備、在宅看護実習室の新設に係る備品購入、修業年限の延長に必要な施設整備に対する支援を行う。

## ・看護師等養成所における教育内容の向上を図るための体制整備

看護師等養成所における教育内容の向上を図るため、専任教員の配置や、実習経費（医療機関における実習受入や実習指導者の配置に係る経費等）など、看護師等養成所の運営に対する支援を行う。

## ○看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション促進（令和5・6年度補正予算）

看護師等養成所や看護現場におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）化を促進するため、看護師等養成所や病院・訪問看護ステーション等におけるICT機器を活用した効率的・効果的な看護業務及び看護師等養成方法の検討等の実施に必要な経費に対する支援を行う。

### 3. 特定行為に係る看護師の研修制度について

#### (1) 指定研修機関及び研修修了者の現状と制度の推進について

進展する少子高齢化に伴い、今後も国民に適切な医療を提供するために、特定行為研修修了者の一層の活躍が期待されている。【P I 看 11】

令和7年9月時点で特定行為研修を行う指定研修機関は474箇所、研修修了者は13,887人となっている。【P I 看 11】

#### (2) 令和8年度予算案等における主な特定行為研修制度関連事業について

令和7年補正予算において、離島・へき地の病院・診療所等で医師と看護師とのタスク・シフト/シェアを推進し、適時適切な医療を提供する体制を整備することを目的に看護師が特定行為研修を受講できる環境の整備等に必要な経費に対する支援を行う。本モデル事業は都道府県・市町村が対象となるため、事業への参加について、ご検討いただくとともに管下の市町村に対しても、積極的な働きかけをお願いしたい。

また、令和8年度予算案においては、質の高い研修を行うため、指定研修機関の設置準備や研修運営に係る経費に対する支援を行う。

さらに、全ての看護師に共通科目の受講機会を提供し、看護師の実践能力向上を図る。

管下の指定研修機関に対し、本事業の周知及び参加の働きかけについてご支援をお願いしたい。【P I 看 12】

#### (3) 地域医療介護総合確保基金の活用について

特定行為研修の質を担保しつつ、研修を円滑かつ効果的に実施するためには、指定研修機関や協力施設において効果的な指導が出来るよう、指導者の育成が重要である。令和8年度予算案においては、特定行為研修における指導者育成のための講習会を企画・実施する指導者リーダーを養成するための経費に対する支援を行う。なお、特定行為研修制度推進のために、地域医療介護総合確保基金を活用することが可能であり、特定行為研修指導者講習会等の研修受講に対するご支援をお願いしたい。【P I 看 13】

#### (4) 看護師の特定行為研修制度見直しに係るワーキンググループについて

2040年を見据えた医療提供体制の構築に向けて、看護師の特定行為研修制度を一層推進するため、効果的・効率的な研修についてと特定行為の内容の見直しに関する議論を行った。厚生労働省においては、本報告書を受け、今後、必要な検討を行っていく予定である。【P I 看 14】

# 特定行為に係る看護師の研修制度の概要

## 1. 目的及び現状

- さらなる在宅医療等の推進を図っていくためには、個別に熟練した看護師のみでは足りず、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により、一定の診療の補助を行う看護師を養成し、確保していく必要がある。
- このため、「地域における医療および介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」において、その行為を特定し、手順書によりそれを実施する場合の研修制度を創設（平成27年10月）し、その内容を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成している。
- さらに、平成31年4月の省令改正で、各科目の内容及び時間数を変更し、また在宅・慢性期領域、外科術後病棟管理領域、術中麻酔管理領域において、それぞれ実施頻度が高い特定行為をパッケージ化し研修することを可能としたことで（38行為21区分）、更なる制度の普及を図っている。

## 2. 特定行為の流れ



## 3. 特定行為研修の実施体制等

- 厚生労働大臣が指定する指定研修機関において、協力施設と連携して研修を実施
- 研修は講義、演習又は実習によって実施
- 看護師が就労しながら研修を受けられるよう、
  - ① 講義・演習は、eラーニング等通信による学習を可能としている
  - ② 実習は、受講者の所属する医療機関等（協力施設）で受けることを可能としている



## 4. 研修の内容

共通科目の内容	時間数
臨床病態生理学（講義、演習）	30
臨床推論（講義、演習、実習）	45
フィジカルアセスメント（講義、演習、実習）	45
臨床薬理学（講義、演習）	45
疾病・臨床病態概論（講義、演習）	40
医療安全学、特定行為実践（講義、演習、実習）	45
合計	250

「区分別科目」	時間数
特定行為区分ごとに異なるものの向上を図るための研修 特定行為区分（例）	
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	9
創傷管理関連	34
創部ドレーン管理関連	5
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	16
感染に係る薬剤投与関連	29

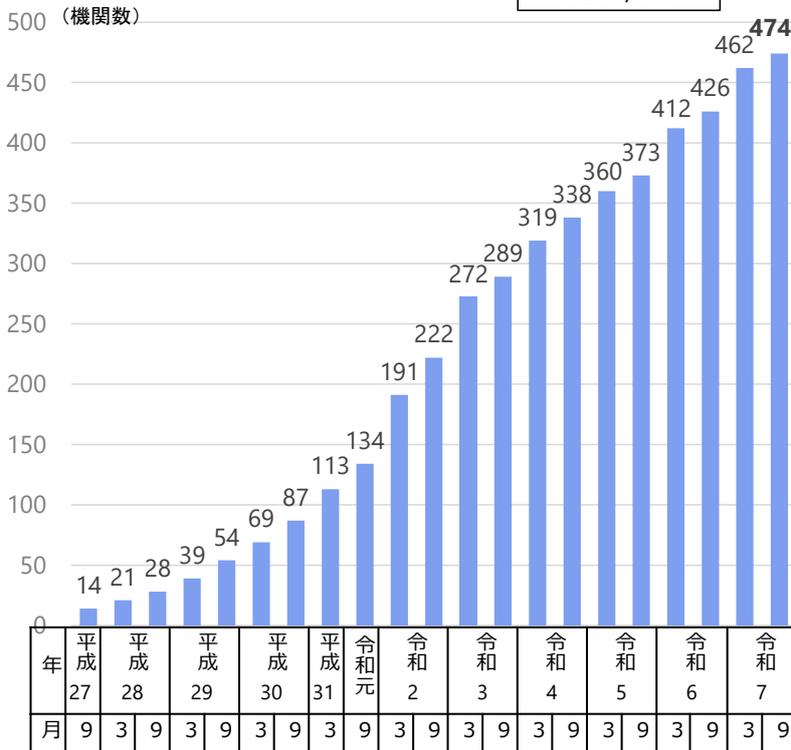
※全ての科目で、講義及び実習を行う。一部の科目については演習を行う。  
※1区分ごとに受講可能。

## 特定行為研修指定研修機関数・特定行為研修修了者の推移

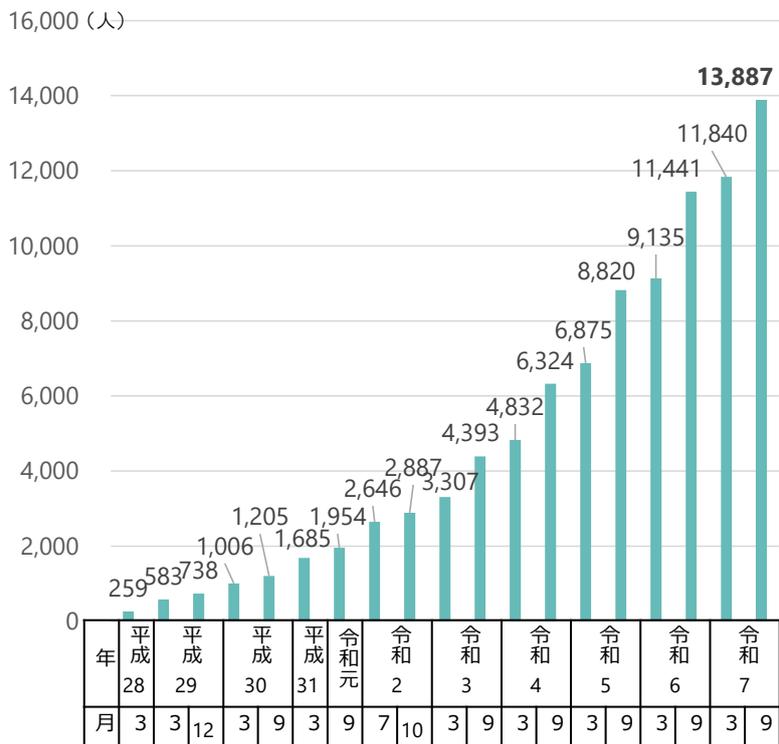
- 特定行為研修を行う指定研修機関は、年々増加しており令和7年9月現在で**474**機関、年間あたり受け入れ可能な人数（定員数）は**6,717**人である。
- 特定行為研修の修了者数は、年々増加しており令和7年9月現在で**13,887**人である。

### ■ 指定研修機関数の推移

定員数6,717人



### ■ 特定行為研修修了者の推移



施策名: 離島・へき地における看護師の特定行為研修推進モデル事業

① 施策の目的

- ・ 少子高齢化の進展に伴い需要が増大する在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助(特定行為)を行う看護師を養成する。
- ・ 離島・へき地の病院・診療所等で医師のタスク・シフト/シェアを推進し離島・へき地における医療を確保するために、在宅パッケージを含めた特定行為研修を修了した看護師(以下、「修了者」という。)との協働を普及する。

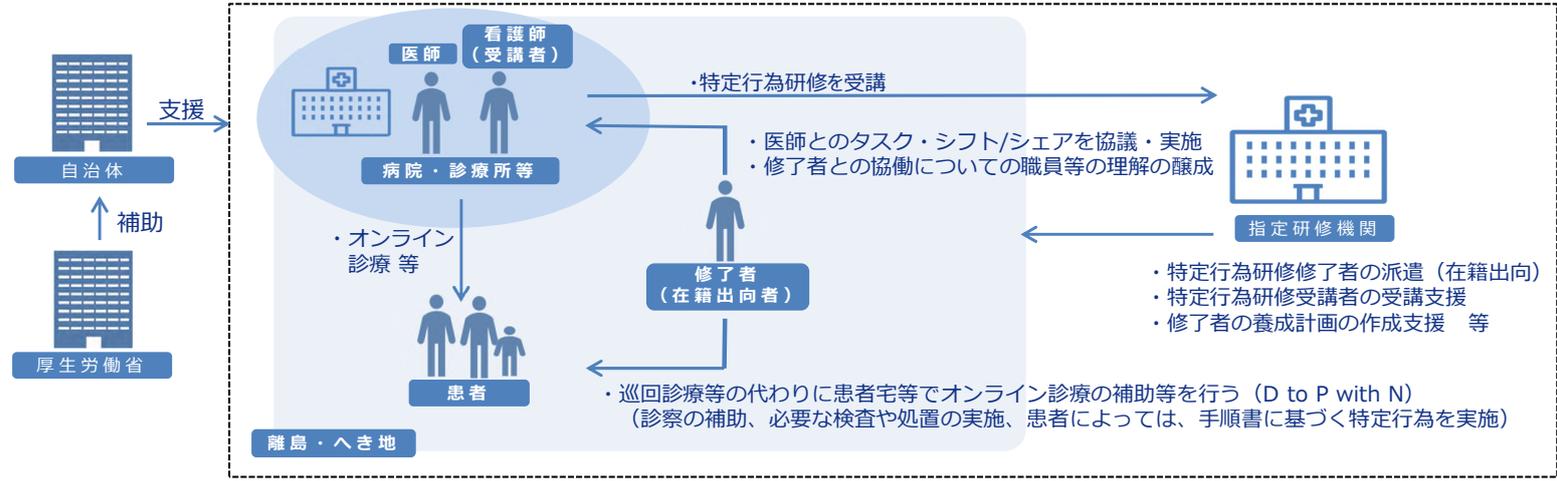
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

- ・ 離島・へき地の病院・診療所等において、地域のニーズにあった区分を精査し、それらの特定行為研修を受講できる環境の整備、修了者と医師の協働の普及を行い、タスク・シフト/シェアを推進することにより、離島・へき地における医療を確保する。
- ・ また、看護職員数が限られ特定行為研修を受講しにくい離島・へき地の病院・診療所等において、看護師が特定行為研修を受講できる環境の整備と、修了者の活動の普及を促すことにより、看護職員(修了者)の確保および活躍を推進する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

離島・へき地における特定行為研修受講体制を整備し、タスク・シフト/シェア推進や特定行為研修修了者の確保および活躍を推進する。

拡充 特定行為に係る看護師の研修修了者加速的養成事業

令和8年度当初予算案 5.8億円 (5.1億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ・ 少子高齢化の進展に伴い需要が増大する在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助(特定行為)を行う看護師を養成する必要があるため、平成27年に特定行為研修制度を創設した。
- ・ 特定行為研修修了者の活躍は、患者への適時適切な医療の提供に資することから、一層の修了者の養成が求められている。
- ・ そのため、特定行為研修を実施する指定研修機関の確保、質の充実を図るとともに、特定行為研修の修了には一定期間を要することから、働きながら受講できる体制整備を行う。
- ・ さらに、特定行為研修制度の普及や理解促進、研修受講者の確保のため、特定行為研修に関する情報共有・情報発信を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

指定研修機関の確保、質の充実

(1) 看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業【拡充】

1.2億円 (0.9億円)

指定研修機関の更なる増加を図るため、指定研修機関の設置の準備に必要なカリキュラム作成や備品購入、eラーニングの導入、実習体制構築等の経費に対する支援について、箇所数を拡充して実施する。

実施主体: 指定研修予定機関

(2) 看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業 4.1億円 (4.1億円)

指定研修機関及び協力施設が質の高い研修を行うため、指導者経費や実習に係る消耗費、委託費、指定研修機関と協力施設の連携に必要な会議費等に対する支援を行う。

実施主体: 指定研修機関

(3) 看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業【拡充】

30万円 (12万円)

看護師や医師等の医療関係者が特定行為研修に関する情報を収集しやすい環境を整えるため、指定研修機関同士の連携体制を構築するとともに、指定研修機関が実施している特定行為研修の受講に係る情報や特定行為研修修了者の活用に係る情報を収集する。制度の普及や理解促進に係る周知・広報に資する媒体を作成し、それらの情報提供を目的としたポータルサイトを設置・運営する。

実施主体: 公募により選定した団体 補助率: 10/10

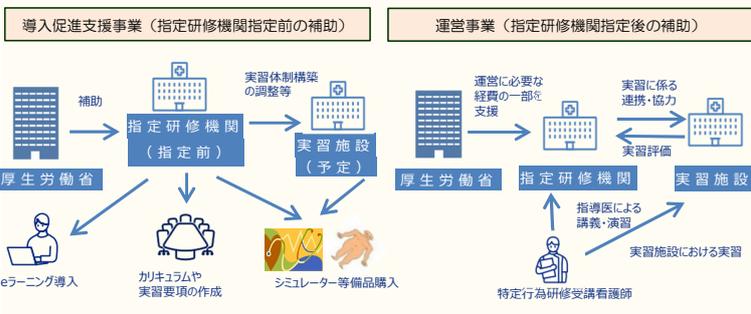
看護師の特定行為研修の受講促進

(4) 看護師の特定行為研修修了者の加速的養成のための共通科目受講促進事業【新規】

19万円 (-)

全ての看護師に共通科目の受講機会を提供し、看護師の実践能力向上を図るとともに、働きながら特定行為研修を受講する看護師の負担軽減と、研修受講者に対して履修証明書を発行し、指定研修機関への履修免除制度の周知を図る。

実施主体: 指定研修機関 補助率: 10/10





# 看護師の特定行為研修制度見直しに係るワーキンググループの概要

## 1 目的

2040年を見据えた医療提供体制の構築に向けて、看護師の特定行為研修制度を一層推進するため、これまでの看護師特定行為・研修部会等での議論を踏まえた制度の見直しの具体的な検討を行う。

## 2 検討事項

- 1) 効果的・効率的な研修について
- 2) 特定行為の内容の見直しについて
- 3) その他

## 3 スケジュール

第1回	09月17日	ワーキンググループの設置について	他
第2回	10月20日	効果的・効率的な研修について 特定行為の内容の見直しについて	他
第3回	11月10日	見直しに関するとりまとめについて	他
第4回	01月13日	報告書(案)について	

## 4 構成員

石丸 裕康	関西医科大学総合診療医学講座・教授
大滝 純司	東京医科大学医学部・客員教授
川崎 広志	なごみ訪問看護ステーション・代表取締役兼管理者
小林 正宜	葛西医院・院長
今 明秀	八戸市立市民病院・事業管理者
渋谷 智恵	日本看護協会看護研修学校認定看護師教育課程・課程長
鈴木 靖子	地域医療振興協会NP・NDC研修センター次長
中野 博美	前 台東区立台東病院・看護介護部長
○ 春山 早苗	自治医科大学看護学部・教授
福永 ヒトミ	日本医科大学武蔵小杉病院・看護部長兼副院長 (○座長、五十音順、敬称略)

## 5 報告書の概要

### 1) 効果的・効率的な研修について

#### ●看護師の能力を切れ目なく積み上げていく教育・研修に向けて

- ・特定行為研修の共通科目で学ぶ内容については、全ての看護師が身につけておくべき知識・技能であり、看護師の基礎教育から組み込んでいくことが重要である。
- ・専門職としての生涯学習という視点も含め、看護師の基礎教育や新人看護職員研修に関する検討の場における具体的な議論が求められる。

#### ●臨床判断能力、臨床実践能力を効果的・効率的に養う特定行為研修に向けて

- ・区別科目における実習については、シミュレーター等を積極的に活用するとともに患者に対する実技も必須とし、研修修了に必要な症例数は受講する看護師の習得状況等を踏まえて指定研修機関が設定すべきである。
- ・指定研修機関、協力施設において高機能のシミュレーターを教材として広く活用できるよう、シミュレーターの共同利用の仕組みづくりが必要である。

### 2) 特定行為内容の見直しについて

#### ●見直しの考え方と内容

##### ①末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入

末梢静脈挿入式中心静脈用カテーテル(Midlineカテーテル)の挿入は臨床現場でのニーズが高いと考えられるため、特定行為とし現行の通知のなかで読めるようにすることが妥当である。

##### ②抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整

ガイドラインの変更等を踏まえ、1年程度の経過措置期間を設け、臨床における影響等を確認したうえで、特定行為から削除することを求める。

## 4. 保健師、助産師及び看護師の行政処分等について

### (1) 行政処分対象事案の把握等

行政処分対象事案の把握や処分対象者との調整、行政処分等に係る意見又は弁明の聴取については、かねてより御協力いただいているところであるが、都道府県によって、行政処分に係る対象事案の把握状況等に差が見受けられる。できる限りの状況把握に努めていただき、情報の提供をお願いする。また、業務上過失致死傷（医療過誤）や業務関連の犯罪（薬物濫用やわいせつ行為等の性犯罪）においては、判決文等の司法処分における情報のみならず、事件当時の背景や状況など処分に必要な情報が十分に得られるよう、引き続き御協力をお願いする。

また、保健師、助産師及び看護師の行政処分については、処分の結果を共有させていただいており、引き続き、都道府県においては、保健師、助産師及び看護師の被処分者が都道府県の准看護師免許を有していないかどうか、改めて御確認いただきたい。

これらは、国民の医療に対する信頼の確保のために非常に重要な業務であるため、各都道府県においても、引き続き、御協力をお願いする。

### (2) 再教育研修における助言指導者の確保

行政処分を受けた保健師、助産師及び看護師に対しては、職業倫理及び一定の知識や技術を確認するとともに、患者に対し安全に医療サービスを提供するといった看護師等として果たすべき責務の自覚を促し、復帰後の業務の適正な実行に導くことによって国民の医療への信頼を確保することを目的として、保健師助産師看護師法第15条第2項に基づき、再教育研修を命じている。

再教育研修の一つである個別研修の実施に際しては、医療機関の看護管理者や卒業した学校養成所の専任教員等で、行政処分対象者への助言や指導を行う助言指導者を選任する必要があるが、助言指導者となり得る者の選出及び依頼が困難な状況にあり、個別研修が実施できない対象者がいる。都道府県においては本制度の趣旨を理解いただき、個別研修対象者から助言指導者の相談があった場合には、貴管内の医療機関や看護師等学校養成所を紹介する等の御協力をお願いする。

# 行政処分対象事案の把握について

## 現状

- 看護師等の行政処分対象事案の把握や処分対象者との調整、行政処分等に係る意見又は弁明の聴取については、かねてから都道府県に情報収集いただいている。

## 課題

- 都道府県によって、行政処分に係る対象事案の把握状況等に差が見受けられており、網羅的に事案の情報収集が行えていない。

## 依頼

- 都道府県におかれては、できる限りの状況把握に努めていただき、当省への情報提供をお願いする。
- 業務上過失致死傷(医療過誤)や業務関連の犯罪(薬物濫用やわいせつ行為等の性犯罪)においては、判決文等の司法処分における情報のみならず、事件当時の背景や状況など処分に必要な情報が十分に把握いただきたい。
- 保健師、助産師及び看護師の被処分者が都道府県の准看護師免許を有していないかご確認いただきたい。

## 助言指導者について

### 助言指導者の要件

- ① 個別研修対象者と親族関係にない者であること。
  - ② 保健師、助産師又は看護師免許取得後5年以上経過している者であること。
  - ③ 助言、指導等を行うのに必要な知識・技術を有し、次のいずれかに該当する者であること。
    - ◆ 医療機関の看護管理者や看護教育担当者、医療安全管理担当者等
    - ◆ **個別研修対象者が卒業した学校養成所等において、専任教員レベル以上の者**
    - ◆ **看護関係団体の卒後教育担当者等**
    - ◆ 上記に掲げる者と同等以上の知識・技術を有すると認められる者
- 助言指導者を複数選任する場合は、①から③までの全ての要件を備えた助言指導者を必ず1人は選任することとし、他の助言指導者を選任する場合は、要件①を必ず満たす助言指導者を選任する。
  - 個別研修計画書及び個別研修修了報告書への署名は上記の全ての要件を備えた助言指導者が行う。

### 助言指導者が行う助言・指導

- ① 個別研修計画書の作成にあたり、助言・指導を行う。
- ② 個別研修対象者との面接を、個別研修開始前と終了後（個別研修期間が3月以上にわたる場合は、月1回程度）に行う。
- ③ 個別研修修了報告書の作成にあたり、助言・指導を行う。

#### 【面接について】

- 助言指導者との面接は、個別研修計画書どおり研修を修了できるよう、進捗管理のほか、倫理面にも配慮する観点から行う。個別研修開始前と修了後には、書類作成の必要上、助言指導者と面接する。
- 個別研修期間が3月以上にわたる場合は、月1回程度面接を行うよう研修計画に組み込む。
- 実際に面接した年月日を個別研修修了報告書に記入する。

## 5. 令和8年度看護関係予算案等について

### (1) 医療提供体制推進事業費補助金における事業

#### ○ 看護職員就業相談員派遣面接相談事業

各都道府県ナースセンターに勤務する就労支援相談員をハローワークへ派遣するとともに、ハローワークで実施している医療機関を対象とした事業所見学会や面接会へ同行させるなど、就労相談や求人医療機関、研修機関との連絡調整等を行う。

今後も、積極的に本事業を活用いただき、地域ごとの課題に応じた看護職員確保策の推進をお願いしたい。

#### ○ 助産師活用推進事業

都道府県において、関係団体や学識経験者等で構成した協議会を設置し、助産師出向の検討に関する助産師就業等の偏在の実態把握、対象施設の選定・調整、事業の企画・実施・評価などを行い、都道府県における助産師就業の偏在解消、助産実践能力の強化、及び助産学生等の実習施設の確保等を図る。

また、助産所が妊産婦の異常に連携して対応する医療機関の確保に関する実態把握や、助産所と連携する医療機関を確保するための調整・支援等を行う。

さらに、院内助産・助産師外来の普及や理解促進を目的とした講演・シンポジウム等の実施に対する支援を行う。

今後も、積極的に本事業を活用・周知いただき、地域における妊産婦の多様なニーズに応える助産師の活躍・活用を推進していただきたい。

#### ○ 外国人看護師候補者就労研修支援事業

経済連携協定等に基づき入国する外国人看護師候補者の円滑かつ適正な受け入れが実施できるよう、外国人看護師候補者が日本で就労する上で必要となる日本語能力の習得及び、受け入れる施設の研修支援体制の充実を図る。

今後も、積極的に本事業を活用・周知いただき、外国人看護師候補者の円滑かつ適正な受け入れ実施のための環境整備の推進をお願いしたい。

### (2) 医療提供体制施設整備交付金における事業

#### ○ 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業

保健師助産師看護師法に基づき特定行為研修を行う指定研修機関等において、研修の実施に必要なカンファレンスルームの施設整備やeラーニングを設置するための施設整備、研修受講者用の自習室の施設整備等に係る費用に対する支援を行っている。地域における指定研修機関の確保及び特定行為研修を修了した看護師の計画的な養成を図るため、引き続き当該交付金を活用いただきたい。

### (3) 地域医療介護総合確保基金における看護関係事業

看護関係の基金事業については、その多くが既存事業から移行したものであり、「医療従事者の確保に関する事業」として多くが実施されている。

令和7年10月には、看護師等養成所運営事業・病院内保育所運営事業の標準単価の一部改定について、通知を発出しているところ。令和8年度についても引き続き、地域の実情に応じて、当該基金を活用の上、看護関係事業のより一層の充実をお願いしたい。

# 令和8年度 看護関係予算案の概要

(括弧書きは前年度予算額)

## 1. 看護職員の資質向上等

### (1) 特定行為に係る看護師の研修制度の推進

- ① 特定行為に係る看護師の研修修了者加速的養成事業 **拡充・一部新規**  
582百万円(512百万円)
- (i) 看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業 **拡充**  
119百万円(92百万円)
- 指定研修機関の更なる増加を図るため、指定研修機関指定前の機関に対して、指定研修機関の設置準備に必要な、カリキュラム作成や備品購入、eラーニングの導入、実習体制構築等の経費に対する支援を行う。
- (ii) 看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業 414百万円(409百万円)
- 指定研修機関及び協力施設が質の高い研修を行うため、指導者経費や実習に係る消耗品費、委託費、指定研修機関と協力施設の連携に必要な会議費等に対する支援を行う。
- (iii) 看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業 **拡充** 30百万円(12百万円)
- 看護師や医師等の医療関係者が特定行為研修に関する情報を収集しやすい環境を整えるため、指定研修機関同士の連携体制を構築するとともに、指定研修機関が実施している特定行為研修の受講に係る情報や特定行為研修修了者の活用に係る情報を収集し、それらの情報提供を目的としたポータルサイトの設置・運営に必要な経費に対する支援を行う。
- (iv) 看護師の特定行為研修修了者の加速的養成のための共通科目受講促進事業 **新規**  
19百万円(0百万円)
- 全ての看護師に共通科目の受講機会を提供し、看護師の実践能力向上を図るとともに、働きながら特定行為研修を受講する看護師の負担軽減と、研修受講者に対して履修証明書を発行し、指定研修機関への履修免除制度の周知に必要な経費に対する支援を行う。
- ② 看護師の特定行為に係る指導者育成等事業 28百万円(66百万円)
- 指定研修機関や実習施設において効果的な指導ができるよう、指導者講習会を企画・実施する者(リーダー)の育成のための指導者リーダー研修会の実施等に必要な経費に対する支援を行う。また、特定行為研修の修了者の養成や活動をより一層推進するため、特定行為研修修了者の活動の実態や課題、指定研修機関等における研修の実態に関するデータの収集や分析、データの活用方策の検討等を行うために必要な経費に対する支援を行う。
- ③ 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業 ※医療提供体制施設整備交付金38億円の内数
- 看護師の特定行為に係る指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの施設整備やeラーニングを設置するための施設整備、研修受講者用の自習室の施設整備等に必要な経費に対する支援を行う。

## (2) 看護職員の資質向上推進

- ① ICTを活用した在宅看取りに関する研修推進事業 150万円（150万円）  
在宅での看取りにおける医師による死亡診断に関わる手続の整備を図るため、「規制改革実施計画」（平成28年6月2日閣議決定）を踏まえた、医師による死亡診断等に必要情報を報告する看護師を対象にした法医学等に関する研修の実施に必要な経費に対する支援を行う。
- ② 看護教員等養成支援事業（通信制教育） 900万円（800万円）  
看護教員等の養成における通信制教育（eラーニング）の実施に必要な経費に対する支援を行う。
- ③ 看護教員教務主任養成講習会事業 1200万円（1100万円）  
看護師等養成所の運営・管理及び教員に対する指導を行うために必要な専門的知識・技術を修得させることを目的とした、講習会の実施に必要な経費に対する支援を行う。

〈参考〉 令和7年度補正予算

- ① 離島・へき地における看護師の特定行為研修推進モデル事業 1190万円  
離島・へき地の病院・診療所等で医師のタスク・シフト/シェアを推進し、離島・へき地における看護師（特定行為研修修了者）を確保するため、特定行為研修を受講できる環境の整備や特定行為研修修了者の在籍出向等に必要な経費に対する支援を行う。
- ② 看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション推進実証事業 1570万円  
看護DXを促進するため、医療機関等におけるICT機器を活用した効率的・効果的な看護業務の検証等の実施に必要な経費に対する支援を行う。また、病院、診療所、訪問看護ステーション等が連携して、在宅療養生活の整備、在宅医療の関係職種間の情報共有、通院困難な患者のオンライン診療等について、ICT機器を用いた効率的・効果的な看護実践の検証等の実施に必要な経費に対する支援を行う。
- ③ 看護管理者の能力向上支援事業 410万円  
看護業務の効率化、及び夜勤を担える看護職員確保の推進を図るため、看護管理者等向けのポータルサイトの設置、運営及び管理や、当該サイト内に研修を受けられる場、アドバイザーへ相談し助言を受けられる場等のコンテンツ作成等に必要な経費に対する支援を行う。また、病院が多様な働き方の導入を行うための支援を行い、その支援結果をまとめた事例集を作成、周知に必要な経費に対する支援を行う。

## 2. 看護職員の確保対策等

- ① 中央ナースセンター事業 259百万円（259百万円）  
看護職確保対策の推進を図るため、求人・求職情報の提供や無料職業紹介などの潜在看護職の再就業の促進を図るナースバンク事業、訪問看護支援事業等に必要な経費に対する支援を行う。また、今後増大する看護ニーズに対応していくため、看護職員のタスク・シフト/シェアに資するよう、看護補助者として就業を希望する者に対する研修等を実施する。
- ② 災害・感染症に係る看護職員確保事業 拡充 88百万円（56百万円）  
災害や新興感染症の発生に際して、都道府県が迅速に看護職員の確保を図れるよう、他の医療機関等への派遣に適確に対応できる看護職員（災害支援ナース）の養成・リスト化を進めるとともに、全国レベルで派遣調整できる体制を整備する。
- ③ 人口減少社会の看護師等養成所における遠隔授業推進支援事業 新規 87百万円（0百万円）  
看護師等養成所における学生の多様なニーズに合った学習環境を整備する必要があることから、複数養成所において、一部施設のサテライト化等により遠隔授業を推進するため、ICT機器の導入、養成所間での講義内容の調整等の養成体制の再構築に必要な経費に対する支援を行う。
- ④ 看護職員確保対策特別事業 44百万円（44百万円）  
看護職員の離職防止対策をはじめとした総合的な看護職員確保対策の推進に資する取組に必要な経費に対する支援を行う。
- ⑤ 医療専門職支援人材確保・定着支援事業 10百万円（10百万円）  
医師・看護師等の医療専門職から医師事務作業補助者等の医療専門職支援人材へのタスク・シフティングの推進を図るため、医療専門職支援人材の業務内容や魅力の紹介を行うとともに、定着支援に資する研修プログラムの開発や医療機関向けの研修等を行うために必要な経費に対する支援を行う。
- ⑥ 看護職員就業相談員派遣面接相談事業 ※医療提供体制推進事業費補助金247億円の内数  
都道府県ナースセンターに勤務する就労支援相談員が、公共職業安定所と連携して実施する求職者の就労相談や求人医療機関との調整などに必要な経費に対する支援を行う。
- ⑦ 助産師活用推進事業 ※医療提供体制推進事業費補助金247億円の内数  
医療機関における助産師就業の偏在解消や実習施設確保、助産実践能力の向上等を図るため、助産師出向や助産師就業の偏在の実態把握、助産所が妊産婦の異常に連携して対応する医療機関を確保するための相談・調整等の実施に対する支援を行う。また、院内助産・助産師外来の普及や理解促進を目的とした講演・シンポジウム等の実施に必要な経費に対する支援を行う

〈参考〉 令和7年度補正予算

① 中央ナースセンター事業（多様で柔軟な働き方に対応したマッチングの推進経費・NCCS改修による無料職業紹介事業の充実経費部分） 118百万円

1. 多様で柔軟な働き方に対応したマッチングの推進

求人施設が求める条件と、求職者が求める条件の乖離解消に向け、都道府県ナースセンターに対し講師を派遣し、マッチング率が低い医療機関等の分析を行い、支援・助言を行うことで、効果的な求人の提示とマッチング率の向上につなげる。

中央ナースセンターが、潜在看護職等も含めた全国の看護職員に対し、へき地をはじめとした地域での勤務の魅力のPR等の情報発信を行い、問い合わせがあった者などをリスト化して都道府県ナースセンターに橋渡しを行い、都道府県ナースセンターの無料職業紹介事業に活用する。

2. NCCS改修による無料職業紹介事業の充実

ナースセンター・コンピュータ・システム（NCCS）の改修を行い都道府県ナースセンターの求人票等における一般的な記載事項をハローワークのものと統一等を行うことで、情報共有における業務効率化や求職者の利便性向上を進め、無料職業紹介事業の更なる充実を図る。

### 3. 経済連携協定(EPA)に基づく外国人看護師受入

#### (1) 外国人看護師受入支援事業・外国人看護師候補者学習支援事業

170百万円(167百万円)

① 外国人看護師受入支援事業

65百万円(63百万円)

外国人看護師候補者の受入を円滑に進めるため、国内説明会の開催や看護分野の基礎研修の実施、看護専門家等による受入施設に対する巡回訪問の実施等に必要な経費に対する支援を行う。

② 外国人看護師候補者学習支援事業

104百万円(104百万円)

外国人看護師候補者に対し、看護専門分野を中心とした日本語習得研修の充実を図るため、eラーニングでの学習支援システムを構築・運用するとともに、候補者に対する定期的な集合研修の実施や受入施設の研修責任者等に対する研修計画の助言等に必要な経費に対する支援を行う。

#### (2) 外国人看護師候補者就労研修支援事業

※医療提供体制推進事業費補助金247億円の内数

外国人看護師候補者が就労する上で必要となる日本語能力の向上を図るため、受入施設に対して、日本語講師を招聘するために必要な経費、研修指導者等経費や物件費に必要な経費に対する支援を行う。

## 4. 地域医療構想の達成に向けた取組の推進

### (1) 地域医療介護総合確保基金（医療分）

64,731百万円（61,299百万円）

将来を見据えた地域医療構想の実現に向け、病床の機能分化・連携に関する取組と併せて、居宅等における医療の提供や医療従事者の確保に関する取組についても、引き続き、地域医療介護総合確保基金による支援を行う。

また、勤務医の働き方改革を推進するため、地域医療介護総合確保基金により、医師の労働時間が長時間となる医療機関に対する大学病院等からの医師派遣や、医師の労働時間短縮に取り組む医療機関に対する勤務環境改善等のための更なる支援を行う。

#### (参考) 地域医療介護総合確保基金の対象事業

##### ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

###### (事業区分Ⅰ-1)

急性期病床から回復期病床への転換等、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携等について実効性のあるものとするため、医療機関が実施する施設・設備整備に対する助成を行う。

##### ② 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業

###### (事業区分Ⅰ-2)

地域医療構想の実現を図る観点から、地域医療構想調整会議等の意見を踏まえ、自主的に行われる病床減少を伴う病床機能再編や、病床減少を伴う医療機関の統合等の取組に対する助成を行う。

##### ③ 居宅等における医療の提供に関する事業（事業区分Ⅱ）

地域包括ケアシステムの構築を図るため、在宅医療の実施に係る拠点の整備や連携体制を確保するための支援等、在宅における医療を提供する体制の整備に対する助成を行う事業。

##### ④ 医療従事者の確保に関する事業（事業区分Ⅳ）

医師等の偏在の解消、医療機関の勤務環境の改善、チーム医療の推進等の事業に助成することにより、医師、看護師等の地域に必要な質の高い医療従事者の確保・養成を推進する。

##### ⑤ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業（事業区分Ⅵ）

勤務医の働き方改革を推進するため、地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める医療機関を対象とし、医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組に対して助成を行う（勤務医の労働時間短縮の推進）。

##### ⑥ 生産性向上支援に関する事業（新区分）

ICT機器等の導入によって業務効率化・職場環境改善に資する取組を行い、生産性向上を図る病院に対して、必要な経費を支援する。

## (2) 地域医療介護総合確保基金における主な看護関係事業(例)

### I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

- 院内助産所や助産師外来を設置する場合の施設・設備整備に対する支援

### II 居宅等における医療の提供に関する事業

- 訪問看護の人材育成や人材確保を図るための研修の実施に対する支援
- 訪問看護推進協議会などの設置や会議開催に対する支援
- 訪問看護師のセキュリティ確保に必要な防犯機器の初度整備に対する支援

### IV 医療従事者の確保に関する事業

- 看護師等養成所の運営や施設・設備の整備に対する支援
- 新人看護職員の資質向上や早期離職防止の観点からの研修の実施に対する支援
- 看護職員の資質向上のための研修の実施に対する支援
- 看護管理者に対する看護職員の負担軽減に資する看護補助者の活用も含めた研修の実施に対する支援
- 看護師宿舎の整備に対する支援
- 看護職員の就労環境改善(多様な勤務形態の導入や職場風土の改善に関する研修の実施など)に対する支援
- 看護職員の勤務環境改善のための施設整備(病院のナースステーションや仮眠室などの拡張・新設)に対する支援
- 看護職員をはじめとする医療従事者の離職防止や再就業を促進するための病院内保育所の運営や整備に対する支援
- 医療勤務環境改善支援センターの運営

〈参考〉 地域医療介護総合確保基金

令和7年10月に病院内保育所運営事業及び看護師等養成所運営事業の標準単価の一部引き上げを実施。

地域医療介護総合確保基金（医療分）の標準単価の改定内容（主な変更箇所を抜粋）

	改訂前	改定後
病院内保育所運営事業	<p>基本額 180,800円/月（保育士1人当たり） （加算額） 24時間保育 23,410円/日 病児等保育 187,560円/月 緊急一時保育 20,720円/日 児童保育 10,670円/日 休日保育 11,630円/日</p>	<p>基本額 237,400円/月（保育士1人当たり） （加算額） 24時間保育 30,750円/日 病児等保育 278,340円/月 緊急一時保育 27,210円/日 児童保育 14,760円/日 休日保育 15,270円/日</p>
看護師等養成所運営事業 （保健師養成所運営事業）	<p>（1）基準額A ア 養成所1か所当たり 8,284,000円 イ 総定員が20人を超える養成所において専任教員分として定員20人増すごとに 1,842,000円</p>	<p>（1）基準額A ア 養成所1か所当たり 9,070千円 イ 総定員が20人を超える養成所において専任教員分として定員20人増すごとに 2,061千円</p>
看護師等養成所運営事業 （助産師養成所運営事業）	<p>〈1年間で教育を行うもの〉 （1）基準額A ア 養成所1か所当たり 8,284,000円 イ 総定員が20人を超える養成所において専任教員分として定員20人増すごとに 1,842,000円</p> <p>〈2年間で教育を行うもの〉 （1）基準額A ア 養成所1か所当たり 4,142,000円 イ 総定員が20人を超える養成所において専任教員分として定員20人増すごとに 921,000円</p>	<p>〈1年間で教育を行うもの〉 （1）基準額A ア 養成所1か所当たり 9,070千円 イ 総定員が20人を超える養成所において専任教員分として定員20人増すごとに 2,061千円</p> <p>〈2年間で教育を行うもの〉 （1）基準額A ア 養成所1か所当たり 4,535千円 イ 総定員が20人を超える養成所において専任教員分として定員20人増すごとに 1,030千円</p>
看護師等養成所運営事業 （看護師（3年課程） 養成所運営事業）	<p>〈全日制〉 （1）基準額A ア 養成所1か所当たり 16,178,000円 イ 統合カリキュラム実施施設 6,633,000円 ウ 総定員が120人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 1,842,000円</p> <p>〈全日制であって4年間で教育を行うもの及び定時制〉 （1）基準額A ア 養成所1か所当たり 12,134,000円 イ 総定員が120人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 1,381,000円</p>	<p>〈全日制〉 （1）基準額A ア 養成所1か所当たり 17,751千円 イ 統合カリキュラム実施施設 7,419千円 ウ 総定員が120人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 2,061千円</p> <p>〈全日制であって4年間で教育を行うもの及び定時制〉 （1）基準額A ア 養成所1か所当たり 13,313千円 イ 総定員が120人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 1,546千円</p>

	改訂前	改定後
看護師等養成所運営事業 (看護師(2年課程)養成所運営事業)	<p>&lt;全日制&gt; (1) 基準額A ア 養成所1か所当たり 13,889,000円 イ 総定員が80人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 1,842,000円</p> <p>&lt;定時制&gt; (1) 基準額A ア 養成所1か所当たり 10,417,000円 イ 総定員が120人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 1,381,000円</p> <p>&lt;通信制&gt; (1) 基準額A ア 養成所1か所当たり 17,081,000円 イ 総定員が500人を超える養成所において専任教員分として定員100人増すごとに 1,842,000円 ウ 総定員が500人を超える養成所において添削指導員分として定員100人増すごとに 1,595,000円</p>	<p>&lt;全日制&gt; (1) 基準額A ア 養成所1か所当たり 15,265千円 イ 総定員が80人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 2,061千円</p> <p>&lt;定時制&gt; (1) 基準額A ア 養成所1か所当たり 11,449千円 イ 総定員が120人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 1,546千円</p> <p>&lt;通信制&gt; (1) 基準額A ア 養成所1か所当たり 17,950千円 イ 総定員が500人を超える養成所において専任教員分として定員100人増すごとに 2,061千円 ウ 総定員が500人を超える養成所において添削指導員分として定員100人増すごとに 1,835千円</p>
看護師等養成所運営事業 (准看護師養成所運営事業)	<p>(1) 基準額A ア 養成所1か所当たり 8,080,000円 イ 総定員が80人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 1,842,000円</p>	<p>(1) 基準額A ア 養成所1か所当たり 8,866千円 イ 総定員が80人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに 2,061千円</p>
看護師等養成所運営事業 (看護師養成所3年課程導入促進事業)	専任教員等配置経費1か所当たり 8,408,000円	専任教員等配置経費1か所当たり 9,326千円
看護師等養成所運営事業 (助産師養成所開校促進事業)	専任教員配置経費1か所当たり 3,316,000円	専任教員配置経費1か所当たり 3,710千円
看護師等養成所運営事業 (看護師養成所修業年限延長促進事業)	専任教員配置経費1か所当たり 3,316,000円	専任教員配置経費1か所当たり 3,710千円

※看護師等養成所運営事業について、改定に伴い千円単価に統一

# 地域医療介護総合確保基金で実施する主な看護関係事業（例）について

## (1) 病床の機能分化・連携

### ○ 妊産婦の多様なニーズに応えるための院内助産所・助産師外来の施設・設備整備

院内助産所や助産師外来を開設しようとする産科を有する病院・診療所の増改築・改修や、体制整備に必要な備品の設置に対する支援を行う。

## (2) 在宅医療（歯科・薬局を含む）の推進

### ○ 在宅医療推進協議会の設置・運営

県内の在宅医療の推進を図るため、在宅医療関係者等で構成する多職種協働による「在宅医療推進協議会」の設置。訪問看護に関する課題、対策等を検討するため訪問看護関係者で構成する「訪問看護推進協議会」を設置し、保健所における圏域連携会議の開催を促進する。

上記協議会を開催するための会議費、諸謝金等に対する支援を行う。

### ○ 訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等の実施

訪問看護の安定的な提供体制を整備するための機能強化型訪問看護ステーションの設置支援等、訪問看護の人材育成及び人材確保を推進するための退院調整研修や人事交流派遣支援等、訪問看護の認知度を高め、訪問看護の役割を地域に浸透させるための講演会等を実施する。

上記の研修等の実施に必要な経費に対する支援を行う。

### ○ 特定行為に係る看護師の研修制度の推進のための事業の実施

訪問看護における特定行為を実施した事例の収集、効果・課題等の検証に係る経費や、訪問看護ステーションに所属する看護師の特定行為研修の受講に係る経費など、地域における特定行為に係る看護師の研修制度の普及を推進するための経費に対する支援を行う。

## (3) 医療従事者等の確保・養成

### ○ 看護師等養成所における教育内容の向上を図るための体制整備

看護師等養成所における教育内容の向上を図るため、専任教員の配置や実習経費など養成所の運営に対する支援を行う。

### ○ 新人看護職員の質の向上を図るための研修の実施

看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員に対する臨床研修実施のための経費に対する支援を行う。

### ○ 看護職員の負担軽減に資する看護補助者の活用も含めた看護管理者の研修の実施

看護管理者向けに看護管理者の活用も含めた看護サービス管理能力の向上のための研修を実施するための経費に対する支援を行う。

### ○ 看護職員の就労環境改善のための体制整備

短時間正規雇用など多様な勤務形態等の導入や総合相談窓口の設置、看護業務の効率化や職場風土改善の研修等を行うための経費に対する支援を行う。

### ○ 各医療機関の勤務環境改善や再就業促進の取組への支援（院内保育所整備・運営等）

計画的に勤務環境の改善を行う医療機関に対して、医療クラーク・看護補助者の配置などの医療従事者の働き方・休み方の改善に資する取組、専門アドバイザーによる助言指導、業務省力化・効率化など勤務環境改善に資するICTシステムの導入、院内保育所の整備・運営などの働きやすさ確保のための環境整備など、改善計画を進める医療機関の取組を支援する。

### ○ 医療勤務環境改善支援センターの運営

医師・看護師等の医療従事者の離職防止・定着促進を図ることを目指し、PDCAサイクルを活用して勤務環境改善に向けた取組を行うための仕組みを活用して勤務環境改善に取り組む各医療機関に対して総合的・専門的な支援を行うために設置される「医療勤務環境改善支援センター」を都道府県が運営するための経費に対する支援を行う。

### ○ 看護師等養成所の施設・設備整備

看護師等養成所の新築・増改築に係る施設整備や、開設に伴う初度設備整備、在宅看護自習室の新設に係る備品購入、修業年限の延長に必要な施設整備に対する支援を行う。

### ○ 看護職員の資質の向上を図るための研修の実施

看護職員を対象とした資質向上を図るための研修等を開催するための経費に対する支援を行う。

### ○ 看護職員の定着促進のための宿舍整備

看護職員の離職防止対策の一環として、看護師宿舍の整備に対する支援を行う。

### ○ 看護職員の勤務環境改善のための施設整備

病院のナースステーション、仮眠室、処置室、カンファレンスルーム等の拡張や新設により看護職員が働きやすい合理的な病棟づくりとするために必要な施設整備に対する支援を行う。

## 6. 看護業務効率化に関する取組について

### (1) 看護業務効率化先進事例収集・周知事業

令和元年度から5年間実施してきた「看護業務効率化先進事例収集・周知事業」において看護業務の効率化に資する先進的な取組を行う医療機関等として表彰された取組事例を「看護業務効率化 先進事例収集・周知事業ポータルサイト」で紹介している。各都道府県におかれては、医療機関等における看護業務効率化を一層推進するため、ポータルサイトの周知をお願いする。【P I 看 29～30】

(参考)「看護業務効率化 先進事例収集・周知事業ポータルサイト」

<https://kango-award.jp/>

### (2) 看護現場におけるデジタルトランスフォーメーションの促進

看護現場のデジタルトランスフォーメーション(以下、「看護DX」という。)を促進し、看護業務の効率化推進及びその効果を評価することで、看護サービスのさらなる向上を図ることを目的として、令和5年度補正予算事業で「看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション促進事業」を実施し、その結果を事例集にとりまとめ、厚生労働省のホームページに公表している。各都道府県におかれては、医療機関等へ周知をお願いする。

(参考)「看護現場におけるデジタルトランスフォーメーションの促進」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000079675\\_00012.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000079675_00012.html)

また、令和6年度補正予算事業で「看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション効果検証事業」を実施している。現在、23カ所の医療機関、訪問看護ステーションにおいて、ICT機器導入による看護業務効率化の効果検証を行っているところであるが、昨年度と同様に各取組事例の特徴やポイント等をまとめた事例集を公表する予定である。追って周知予定であるためご承知おきいただきたい。

さらに、令和7年度補正予算事業でも「看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション推進実証事業」を実施することとしている。看護DXを促進するため、ICT機器を活用した医療機関等における看護の実践や地域の連携した在宅療養生活の整備、関係職種間の情報共有等について検証等を実施する。今後、事業に参加する団体(医療機関、訪問看護ステーション等)の公募を行う予定であるため、その際は周知にご協力をお願いする。【P I 看 30～31】

# 看護業務効率化先進事例収集・周知事業

## 背景

令和5年度当初予算（令和4年度予算額）20百万円（27百万円）

「新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会報告書」（平成29年4月6日）や「医師の働き方改革に関する検討会」（平成29年8月から実施）において、医師から看護職へのタスク・シフティング（業務の移管）の推進が議論され、看護職の活躍の場や業務の拡大が期待されている。

看護職の活躍の場や業務の拡大に伴い、これまで以上に看護業務の効率化を図り、看護職がより専門性を発揮できる働き方の推進や生産性の向上が必要となる。

## 事業内容等

### ◆事業目的：

看護業務の効率化としては、他職種との連携推進、ICTの利活用等が想定されるが、各施設の特性により取り組みの程度や取り組める内容にも差異が大きいと想定されるため、看護業務の効率化に関する先駆的な取組を収集し、その中から汎用性が高く効果のある取組を選定し、広く周知する。

### ◆事業内容：

看護業務の効率化に資する取組を広く募集し、選考委員会を設置して先進的取組を選定・表彰、周知する。

＜取組例＞申し送り時間短縮、ベッドコントロールのAI活用、体温や血圧・心拍数などの自動記録等

- 選考委員会を設置し、有識者の意見を聞いて先進的取組を選定。
- 周知方法は、取組事例の報告会+動画を作成しHP上で公表。
- 選定した先進的取組の他施設での試行を支援。

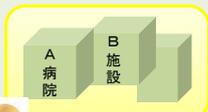
取組の公表（周知）  
HP上での動画公開



報告会・受賞式



動画作成



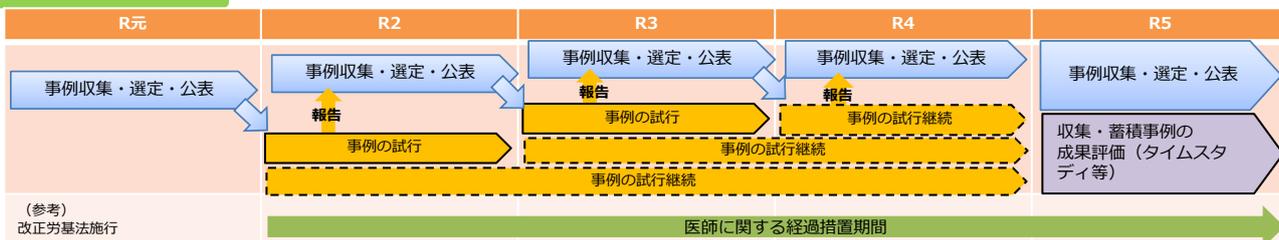
選定

選考委員会



先進的取組医療機関

## スケジュール（予定）



## 委託先

公益社団法人 日本看護協会

## 看護業務効率化 先進事例収集・周知事業 ポータルサイト

○ 看護職がより専門性を発揮できる働き方の推進や生産性の向上、看護サービスの質の向上を図るための看護業務の効率化の推進を図ることを目指し、先進的な取り組みや情報を提供するサイト。

生きるを、ともに、つくる。  
公益社団法人 日本看護協会

## 看護業務効率化 先進事例収集・周知事業ポータルサイト

ホーム / 本事業について / 最新情報 / **事例検索** / TOPICS

看護業務の効率化により、看護サービスの質の向上を目指します。



<https://kango-award.jp/>

事例検索

条件を選択後「検索する」ボタンを押してください

気になるテーマから探す

看護記録 音声入力 入退院支援 人的資源管理 タスク・シフト/シェア ICT

地域から探す

北海道・東北 関東 北陸・甲信越 東海 関西 中国・四国 九州・沖縄

施設種別から探す

病院  診療所  訪問看護ステーション  介護老人福祉施設  介護老人保健施設  その他

部門から探す

業務改善  タスク・シフト/シェア・多職種連携  AI・ICT等の技術の活用  その他の工夫

キーワードから探す

キーワードを入力してください

検索する Q

2023年度特別賞

< AI・ICT等の技術の活用 >

業務量調査の実施から見た業務負担とその改善策－チーム活動を円滑にする通信機器の活用－

施設名	自治医科大学附属さいたま医療センター（埼玉県）
種別	病院
病床規模	病床規模 628床 従業員数 1,531名 看護職員数 795名
受賞理由	シンプルな機能で幅広い世代の看護師が利用できるICT機器を利用し、複数の看護師へ同時にリアルタイムで情報伝達ができることにより、情報伝達の効率化及び業務負担の軽減が図られた。多重業務にならざるうまく運用できている点が独自の取り組みとして評価できる。情報伝達のために看護師を探すのに費やしていた約30分/日が削減でき、これまでできなかった終礼時間を確保し、残業調整や看護の振り返りの時間を設けることができている。
参照データ	<a href="#">ひと目でわかる取組概要</a> <a href="#">事例詳細</a>

出典：日本看護協会 看護業務効率化先進事例収集・周知事業ポータルサイト

令和6年度 看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション促進事業

背景・目的

- ◆ 医師の労働時間上限規制開始に伴い、これまで以上に看護業務効率化や生産性向上が必要であるが、医療現場は看護記録・情報共有等の間接的な業務時間が長く、療養上の世話や診療の補助等の直接的なケアの時間確保が困難となっている。
- ◆ 近年のデジタル技術の目覚ましい進歩や「医療DX令和ビジョン2030」の着実な推進も含め、医療現場でのDX促進は、限られたマンパワーで患者のニーズを満たす上で、最重要課題となっている。
- ◆ 本事業では、看護業務の効率化に資する取組を各病院にて実践・効果検証し、医療現場のDXの促進を目的とした。



厚生労働省ホームページ

実施事項

- ◆ 4病院にて、ICT機器等を活用した看護業務効率化に資する「看護DX計画」を策定した。その計画に沿ってICT機器等を導入し、導入効果を検証した。
- ◆ 各病院の取組を踏まえ、これからDXに取組む他の医療機関等が参考となるDXの取組手順や具体的な事例の紹介をした事例集を作成した。

4病院のDXの取組み事例概要

電子予診の活用(問診業務)

課題：紙の問診記入・確認に時間がかかり患者の待ち時間が長い。問診内容の院内共有にも時間がかかる。

取組内容：電子予診にてチェックを最小限にして、院内共有もデジタル化。

成果：患者受付から会計終了時間が平均11.4分短縮。問診票の各科での配布作業と記入漏れチェック業務がなくなった。



診療・検査等の動画説明の活用(患者説明)

課題：同時間に複数患者への看護師による検査等の説明が難しく、患者の理解度の差でインシデントが発生。

取組内容：患者説明を動画にして同時説明を実施。

成果：看護師は患者の理解度確認・質疑を対応することで、患者の理解不足によるインシデント発生がなくなった。



バイタルサインの自動入力の活用(記録入力)

課題：バイタルサインの電子カルテへの入力リアルタイムにできず、院内の情報共有が遅く、記録業務での時間外業務が発生。

取組内容：通信機能付バイタルサイン測定機器にて、電子カルテへリアルタイムに入力。

成果：患者1人当たりのバイタルサインの電子カルテ入力までのタイムラグが約3割減少。日勤看護師の時間外労働が12時間/月減少。



看護記録・患者認証のモバイル端末の活用(記録入力)

課題：タイムリーに看護記録を入力できず、記録関連業務での時間外労働が多い。

取組内容：モバイル端末によるリアルタイムの記録入力。患者認証もモバイル端末で実施。

成果：点滴実施時間と記録入力時間の差が10分以上の割合が20.1%から9.9%に減少。点滴実施から記録入力までの時間が平均43分から平均29分へ減少。



インターコミュニケーションシステムの活用(情報共有)

課題：ナースコールと院内PHSが連動しておらず、訪室までに時間を要する。

取組内容：ナースコールと連動したインターコミュニケーションシステムにて、看護師による情報共有を実施。

成果：ナースコール発報から病室まで平均15.2~48.6秒から平均5.8~11.6秒に短縮。最大到達時間が100秒以上の病棟も20秒以内に短縮。



患者見守りのスマートグラスの活用(見守り)

課題：ベッドセンサー発報対応で訪室するもケアが必要な場合も多く、夜間の看護師の業務負担の増大。看護師等の見守りによる患者の転倒防止対策の限界。

取組内容：カメラとモバイル端末やスマートグラスにて患者対応を予測した患者見守りを実施。

成果：夜勤の平均移動距離が8.1Kmから、6.4Kmに減少。看護師の訪室回数が20%減少。



[P 看30]

施策名：看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション効果検証事業

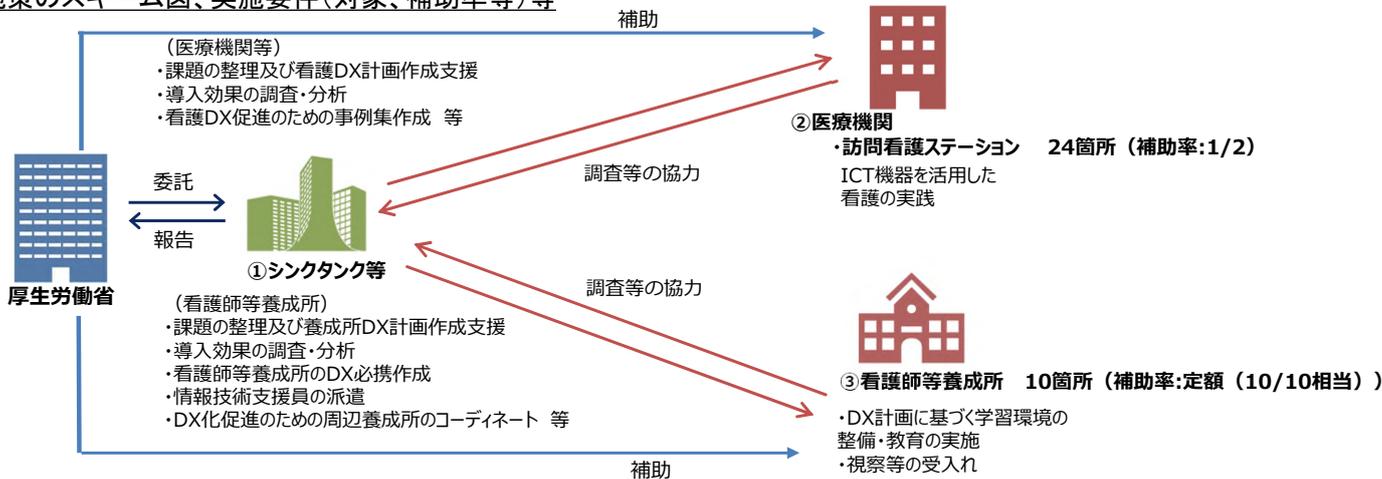
① 施策の目的

看護師養成や看護現場のDX(デジタルトランスフォーメーション)化を促進し、看護業務及び看護職員育成の効率化の推進及びその効果を評価することで、看護サービスのさらなる向上を目的とする。

② 施策の概要

看護師等養成所や看護現場におけるDX化を促進するため、看護師等養成所や医療機関・訪問看護ステーションにおけるICT機器を活用した効率的・効果的な看護業務及び看護師等養成方法の検討等の実施に必要な経費に対する支援を行う。

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



④ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

看護現場での看護師の業務の効率化を図ることにより、看護サービスの質の向上を推進する。また、看護師等養成所においても、効果的な教育を行うことにより、質の高い看護師等の養成を図る。

施策名：看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション推進実証事業

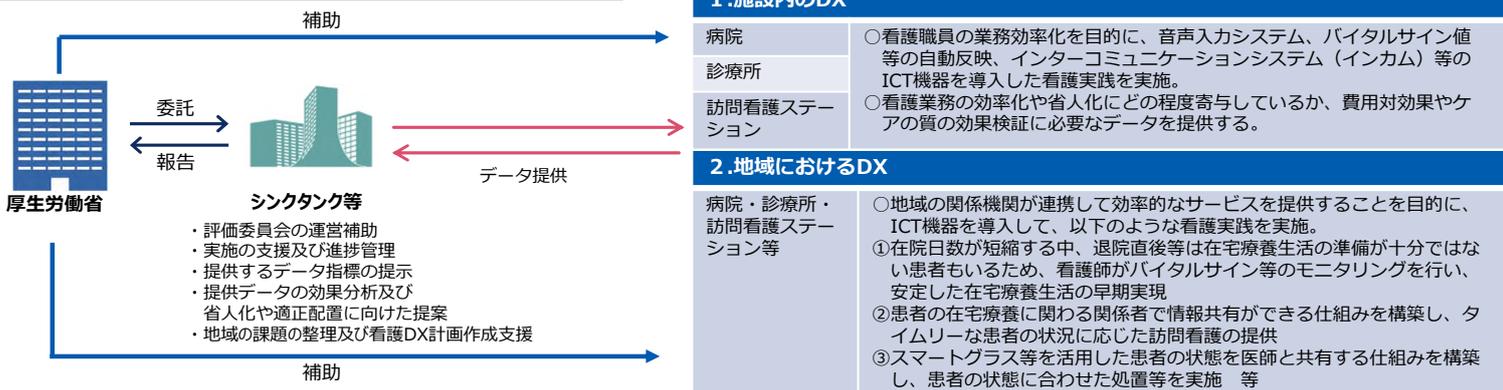
① 施策の目的

- 看護現場における省人化に向けた今後の検討に資するエビデンスを収集するため、看護業務効率化に効果のあった機能を有する機器の導入を促進し効果検証を行う。加えて、看護DX(デジタルトランスフォーメーション)に取り組む際の参考となるよう病床機能や施設規模等に応じた事例を作成し普及展開することで省力化ニーズのある全国の医療機関等の看護業務効率化を一層推進する。
- 在宅医療においては、2040年に向けて在宅療養患者が増加する中、限られた人材で訪問看護など効率的なサービスを提供できるよう地域で整備することが喫緊の課題であることから、地域の関係機関が連携して地域で求められる取組を実施することでデータを収集し、訪問看護などのサービスの適正配置や省人化に資するエビデンスを収集する。

② 施策の概要

- 看護DXを促進するため、医療機関等におけるICT機器を活用した効率的・効果的な看護業務の検証等の実施に必要な経費に対する支援を行う。
- 病院、診療所、訪問看護ステーション等が連携して、在宅療養生活の整備、在宅医療の関係職種間の情報共有、通院困難な患者のオンライン診療等について、ICT機器を用いた効率的・効果的な看護実践の検証等の実施に必要な経費に対する支援を行う。

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



④ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

看護現場での看護師の業務の効率化を図ることにより、看護サービスの質の向上を推進する。 [P 看31]

## 7. 看護職員等の就業継続支援について

### (1) 新人看護職員等の就業継続支援事業

令和5年度補正予算事業(実施主体:日本看護協会)において、新人看護職員等の就業継続を支援するため、「看護職応援サイト」を開設した。

当該サイト内では、新人看護職員を対象としたイベントの案内、専門家によるカウンセリング等を受けられるメンタルヘルス相談窓口、学習や振り返りに活用できる学習支援ツール等の情報が掲載されている。

例えば、学習支援ツールには、新人看護職員が異常を察知し、適切にアセスメントし、チームと効果的にコミュニケーションして対応できるようになることを目指し、「急変時の対応」の動画を掲載している。

今後も新人看護職員のために役立つ様々な情報を当該サイトに掲載していく予定である。【P I 看 33-1】

(参考)「看護職応援サイト」

<https://cheer.nurse.or.jp/>

### (2) 中堅期看護職員等の就業継続支援事業

令和6年度補正予算事業では、「看護職応援サイト」内に、中堅看護職員等を対象とした後輩育成・指導について思いを共有するイベントの案内、中堅期看護職員向けの学習ツール等の情報を新たに掲載した。

特に、学習支援ツールは、中堅期看護職員等が基礎教育で学んで来なかった在宅看護論や地域包括ケアを含め、自らの専門性を高めることができるよう、訪問看護が対象者の状態を判断し、多職種との連携により在宅療養支援を目指す内容の動画を作成し掲載したところである。

都道府県におかれては、看護職応援サイトについて御了知いただくとともに、医療機関等への周知をお願いする。【P I 看 33-2】

### (3) 看護管理者の能力向上支援事業

令和7年度補正予算事業において、看護管理者等向けのポータルサイトの設置、運営及び管理や、当該サイト内に研修を受けられる場、アドバイザーへ相談し助言を受けられる場、成果物を周知できる場等のコンテンツ作成等を行う予定である。また、病院が多様な働き方の導入を行うための支援を行い、その支援結果をまとめた事例集・動画を作成、周知する予定である。【P I 看 34】

# 新人看護職員等の就業継続支援事業 「看護職応援サイト」

○ 令和5年度補正予算事業において、新人看護師等の離職防止や就業継続を支援するため、ポータルサイトを開設した。ポータルサイトには、学習支援、メンタルヘルスサポート、バーチャルコミュニケーションなどのコンテンツがあり、新人看護職員等に役立つ情報等を掲載している。



<https://cheer.nurse.or.jp/>



出典：日本看護協会 「看護職応援サイト」

令和6年度補正予算 28百万円

施策名：中堅期看護職員等の就業継続支援事業

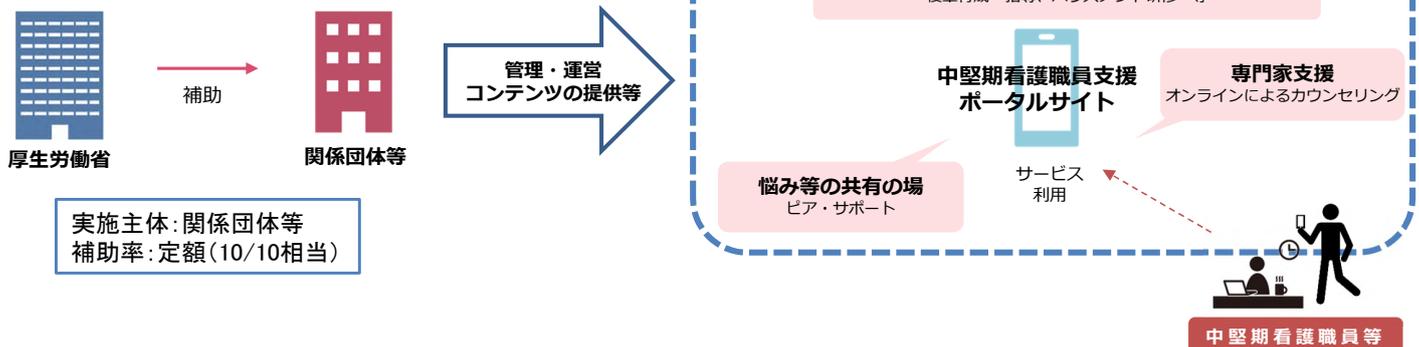
## ① 施策の目的

新人教育に携わる看護職員は、新人看護職員の育成やライフイベント等により負担感が大きいと言われている中で、対応策が十分ではない。本事業では、新人教育に携わる看護職員が気兼ねなくコミュニケーション等ができる環境や、必要な研修を受講できる環境等を提供することにより、新人教育に携わる看護職員の離職防止・就業継続を支援することを目的とする。

## ② 施策の概要

新人教育に携わる看護職員が気兼ねなくコミュニケーションをとれる場や、研修(後輩育成・指導研修、ハラスメント研修等)を受けられる場、専門家によるカウンセリング等を受けられる場等のコンテンツ作成等に必要な経費に対する支援を行う。

## ③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



## ④ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

新人教育に携わる看護職員の就業継続により、新人等後輩看護職員の育成・指導等を実施することができ、看護職員の技術向上をもって国民に対し安心・安全な医療提供に貢献する。

施策名：看護管理者の能力向上支援事業

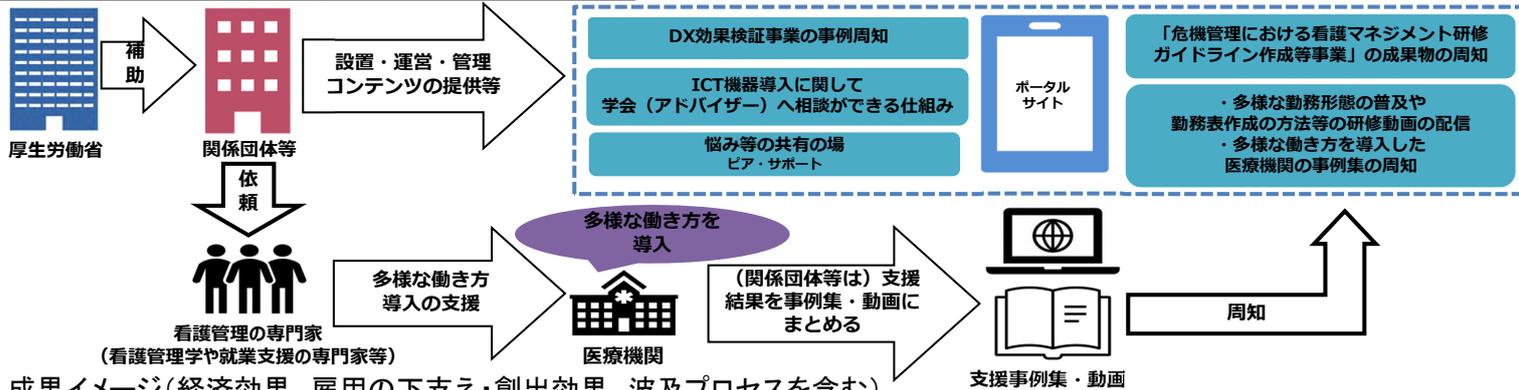
① 施策の目的

- ・ 2024年4月からの医師の労働時間上限規制開始に伴いこれまで以上に看護業務の効率化が必要となっており、看護現場におけるデジタルトランスフォーメーションを推進するためには、ICT機器の導入にあたって看護管理者等が抱える課題等を相談できる体制の構築が必要である。
- ・ また、働き方改革が進む中、子育て等による時短勤務や夜勤免除の職員が増加し、夜勤を担える看護職員の確保が課題となっており、看護職員が働き続けることができる多様な勤務形態や職場環境の在り方等の整備が必要である。
- ・ そこで、多様な勤務形態の普及動画を含めたポータルサイトの設置・運営を行い、その中で看護管理者等がアドバイザーから助言を受けられる体制等を構築するとともに、多様な働き方の導入を検討する医療機関に対して看護管理の専門家（労務管理、人材管理等）による支援を実施し、その支援結果を事例集・動画としてポータルサイトで広く普及していくことで、看護管理者等の能力向上を図る。
- ・ なお、医療機関に対する支援は当該地域で継続して実施できるよう、都道府県ナースセンターとも連携して実施する。

② 施策の概要

- ・ 看護管理者等向けのポータルサイトの設置、運営及び管理や、当該サイト内に研修を受けられる場、アドバイザーへ相談し助言を受けられる場、成果物を周知できる場等のコンテンツ作成等に必要な経費に対する支援を行う。
- ・ また、病院が多様な働き方の導入を行うための支援を行い、その支援結果をまとめた事例集・動画を作成、周知する。

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



④ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

看護管理者の抱える課題等への相談体制の構築や多様な勤務形態の導入支援により、看護管理者の能力向上を支援する。これにより、看護DXを推進し看護サービスの質の向上を図るとともに、夜勤を担える看護職員の確保を行う。

## 8. 看護職員の夜勤・交代制勤務について

### (1) 看護職員の夜勤・交代制勤務に関する調査事業

働き方改革が進む中、子育て等による時短勤務や夜勤免除の職員が増えたため夜勤を担当できる看護職員の確保が大きな課題になっている。

そのため、令和6年度厚生労働省補助金事業により、看護職員が働き続けることのできる柔軟な勤務形態や職場環境の在り方等の調査を実施し、既に多様な勤務形態を導入している病院の好事例や導入の工程などをまとめたガイドや動画を作成した。各都道府県におかれては、医療機関等における多様な働き方の導入を推進するため、ポータルサイトの周知をお願いする。

(参考) 看護の多様なワークスタイル～健康に働き続ける為の選択～

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000079675\\_00009.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000079675_00009.html)

また、令和7年度厚生労働省補助金事業で「看護職員の多様な働き方周知事業」を実施し、看護管理者等を対象に多様で柔軟な働き方等を広く周知するためのセミナーを開催した。今後、セミナーの資料や病棟に新たな勤務形態を導入した場合の看護職員の充足状況等がシミュレーションできるツールを本事業の実施主体である日本看護協会が公表する予定である。その際には、周知にご協力をお願いするのでご承知おきいただきたい。

# 夜勤の看護師確保に向けた多様な働き方の推進

- 働き方改革が進む中、子育て等による時短勤務や夜勤免除の職員が増えたため夜勤を担当できる看護職員の確保が大きな課題。
- 看護職員の中には、夜勤や休暇の多さ、勤務時間の長短などその働き方に魅力を感じる者もいる。しかしながら、病棟等の勤務形態は2交代制、3交代制など1つに定められていることが多く、希望する働き方ができない状況にある。
- そのため、令和6年度厚生労働省補助金事業により、看護職員が働き続けることができる柔軟な勤務形態や職場環境の在り方等の調査を実施して、既に多様な勤務形態を導入している病院の好事例、導入しようとしたときの工程をまとめたガイドや動画を作成した。



**目次**

- はじめに ..... 1
- 交代制勤務や長時間勤務によって生じる影響 ..... 2
- 看護師の働きかた：こんな取り組みがあります
- 事例1：社会医療法人財団石心会 川崎聖病院  
複数のステップから働き方を選ぶ ..... 3
- 事例2：社会福祉法人恩賜財団済生会支部 大阪府済生会吹田病院  
1日2時間でも働ける ..... 5
- 事例3：社会医療法人財団新和会 八千代病院  
「お互いさま」と思える公平で働きやすい勤務環境 ..... 7
- 事例4：医療法人社団明和会 大野浦病院  
ライフキャリア＝生活も仕事も活かす多様な働き方 ..... 9
- 海外の看護師の勤務表 ..... 11
- Column：12時間夜勤と16時間夜勤が選べる病棟＋輪番制のヘルプ部署 ..... 13
- Column：電子カルテを使わないジョブ型雇用 ..... 13
- 多様な勤務形態導入のポイント ..... 14
- 労働関係法規による補足 ..... 17

**多様な勤務形態導入のポイント**

導入のための10ステップ

事例の4病院のほか、看護部の働き方改革に取り組んで看護管理者の経験から、多様な勤務形態を組織に導入する際のポイントを整理しました。組織の具体的な状況に応じて必要なステップを組み合わせることがあります。

**ステップ1：働き方の実現を促す**  
 現行の勤務状況、施設別の勤務状況、人口動態、診療報酬体系の状況など、人員確保や働き方の実現に影響を及ぼす主要な状況を把握する。

**ステップ2：ニーズを把握する**  
 看護職やその後の施設の働き方に関する意識やニーズを把握する。

**ステップ3：取り組みチームを結成する**  
 取り組みの責任者、推進役、院内で特任し、取り組みチームを結成する。院長や人事、事務部門と関係性を築き、取り組みへの協力を得る。学際的な視点や文脈を踏まえて、大学や研究機関等と連携する。

**ステップ4：推進役・連携部門・推進者を確保する**  
 先行して取り組み病院等の推進事業、取り組みに関する経験値を得る。学際的な視点からの情報や支援を得るため、大学や研究、推進部門・学際的な推進役や連携センターなどの連携等も考慮する。

**ステップ5：具体的なニーズを把握する**  
 施設別や職別で働き方を検討するため、看護職員やその後の施設の働き方ニーズを把握する。

**ステップ6：推進体制を築く**  
 施設別や職別で取り組み内容の共有を進める。  
 ・勤務表作成について、その際、参考となる勤務表をつくる。ステップ3-7の進捗について話し合いを。  
 ・看護業務の推進方法や実施状況を把握し、整理して、業務評価等にも反映させる。

**ステップ7：トライアル期間を実施する**  
 取り組みチームメンバーが中心の推進や、希望する部署（トライアル部署）を実施する。  
 ・トライアル期間のステップに、取り組みの理由や具体的な内容も丁寧に説明する。  
 ・部署での実施調整と内容の整理し、報告を行う時間を定めておく。

**トライアル期間を実施する**  
 1. 試行期間を設定する  
 2. 試行期間中に実施する  
 3. 試行期間終了後、報告を行う  
 4. 試行期間終了後、報告を行う  
 5. 試行期間終了後、報告を行う

**ステップ8：トライアル期間の評価・改善**  
 トライアル期間の評価・改善を行う。試行期間終了後、報告を行う。試行期間終了後、報告を行う。試行期間終了後、報告を行う。

**ステップ9：導入の準備を進める**  
 導入の準備を進める。導入の準備を進める。導入の準備を進める。導入の準備を進める。

**ステップ10：導入後のフォローアップ**  
 導入後のフォローアップを行う。導入後のフォローアップを行う。導入後のフォローアップを行う。導入後のフォローアップを行う。

多様な勤務形態を導入した病院の事例、海外の看護師の働き方等を掲載

看護師の働き方の改善に取り組んだ看護管理者の経験から、多様な勤務形態を導入する際のポイントを整理



厚生労働省ホームページ